

第2日目（3月4日）

○議 長（清塚武敏君） これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。

なお、新潟日報社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時31分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）のとおりといたします。

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市 長 貴重なお時間を少しお借りします。訂正であります。昨日の所信表明の中で施政方針資料総論の3ページ、もしお手元にありますらよろしくお願ひします。3ページの上から19行目ですけれども、発言の訂正をお願いしたいと思います。

スキー場リフト1日券の市民割引券の話をしました。この中で2月20日時点で654件になっておりというふうに発言しておりますが、少し私どもの計算が間違っていて、実は1,105件になっておりますので、よろしくお願ひします。正しい数字になっておりますので、ご訂正をお願いいたします。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議 長 これより、特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

大綱質疑からあまりに逸脱した場合は、発言を制限することもありますので、あらかじめご配慮、ご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第1、第10号議案 令和7年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。よろしくお願ひいたします。第10号議案であります。令和7年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

総人口の減少と団塊の世代の方々の後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の被保険者数は、ここ数年で大きく減少しております。それに伴う国民健康保険税の税収の減少、また近年の医療の高度化などによります医療費の上昇などにより、令和7年度は、平成30年度の国民健康保険制度改革以降、維持してきました税率の引上げを提案させていただきたいと考えております。

歳入の国民健康保険税は、引上げ後の税率で見込み、前年度比550万円増の10億254万円となりました。

歳出の保険給付費は、市町村の基礎ファイル資料を基としまして新潟県が推計したもので、前年度比で2,640万円減の37億8,828万円を計上しております。総額は減少を見込んでおりますが、1人当たりの医療費は、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な落ち込み

から回復して、年々上昇しています。国民健康保険事業費納付金については、前年度比 3,120 万円減の 13 億 816 万円で、総額は若干減少したものの、1 人当たりの納付金算出では若干の増額となっています。

保健事業については、被保険者の健康増進と疾病予防を図るため、特定健康診査や特定保健指導などの各種事業について関係機関と連携し着実に実施してまいります。これらを基に試算し、不足分は支払準備基金からの繰入れで賄う予算編成としています。

国民健康保険制度は、令和 8 年度から子ども・子育て拠出金の創設、さらなる被用者保険の拡大、国の保険料水準の統一などによる全県での保険税の完全統一の流れが見込まれております。大きな変革の時期を迎えていると思っております。そうした中において、今後も国民健康保険の健全財政、そして安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を前年度比 5,700 万円、率にしますと 1.1%減の 53 億 1,100 万円としたいものであります。よろしくご審議をいただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 10 号議案 令和 7 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する大綱質疑を行いたいと思います。

令和 7 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算は、被保険者数 1 万 190 人、歳出総額 53 億 1,100 万円に組まれた予算となっています。そして県推計を基にした試算では、保険税収入が大幅に減少するとして、課税限度額の引上げや軽減措置判定所得の引上げ等が実施されます。

しかし、国保税率の改定は、平成 30 年度以来、実に 7 年ぶりであり、収入に応じた税額負担とはいえ、市民への影響も大きなものがあります。加えて、マイナ保険証の運用が実施されていますが、高齢者を中心に戸惑いが続いています。

そこで、次の 2 点についてお伺いいたします。1 点目、国保税率の改定に伴う市民対応をどう考えているのか。2 点目、マイナ保険証への切替をどう進めるのか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議 長 市長。

○市 長 市民クラブの大綱質疑 2 点にお答えしたいと思います。

まず、1 点目の国保税率の改定に伴う市民対応をどう考えているのかということでお答えします。今ほどの提案理由で述べたところですが、平成 30 年度の国民健康保険制度の改革以来の税率改定ということになります。そして平成 30 年度の改定の際には制度改革の影響もありまして、全体としては税率を下げた改定でありました。そのため、税率を上げるほうの改革ということに今回なる。平成 22 年度以来、15 年ぶりでありました。

国民健康保険はいわゆる自営業の方々など社会保険に加入されない方の医療保険という面もありますが、国民皆保険制度の最後のとりでと言われているように、年金生活の方や低所

得や無職の方など、経済的に厳しい方々がどうしても多く加入されているとみなされております。そのため国保税率の見直しを行う際には特に慎重になるべきと思っております。

その一方で、平成30年度の制度改革以降は、財政的な支援も拡充されてきたことに合わせて、保険会計として財政の均衡を図っていく原則が重要とされてきました。それ以前には、毎年のように一般会計から多額の基準外繰入を行うことでようやく会計を維持してきた。そういう状態が何年も続きました。私も当時、議員でありましたけれども、平成26年から平成29年の連続4年間、そういうことが行われました。そういうことが続いた時期がありまして、これは受益と負担という観点からは適切とは言えない状況でありましたけれども、そういう形で対処してきたということでもあります。

この後、国民健康保険税条例の一部改正の議案においても再度ご説明したいと考えておりますが、様々な要因から国民健康保険会計予算の編成が今厳しい状況となり、やむを得ず今回税率改定に踏み切ることとしているつもりであります。

市民対応についてお聞き及びですが、この定例会後、被保険者の皆様を対象としまして、市報やウェブサイトを通じての事前通知だとか、または6月の納税通知発送の際に、チラシなどを含めてよく分かるような形で同封などを行いまして、周知を図ってまいりたいと考えています。国民健康保険制度の安定運営と、何よりも健全財政のために税率改定でありますので、何とぞこれはご理解をいただきたいということでもあります。

2点目のマイナ保険証の切替えをどう進めるのかというご質問にお答えします。令和6年12月2日からですが、マイナンバーカードを保険証として使用するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。ご承知のとおり、必ずしも現時点でマイナ保険証に切り替えなければいけないということではありません。現時点においては経過措置の期間中であるという、国民健康保険の方に限らず社会保険、また後期高齢者医療の方も含めまして、大半の方——12月2日以降に資格の移動等のない方に限りませんが、マイナ保険証をお持ちか否かにかかわらず、現在お持ちの健康保険証が使用できる状況となっております。

今後、マイナ保険証をお持ちでない方には、現在お持ちの健康保険証の有効期限が切れる頃に、各保険者から資格確認証が送付されるということになりますので、医療機関の受診の際には資格確認証を使用していただくこととなります。

この保険証制度が始まって以来の大きな制度変更でありますので、定着するまでには少し時間が必要であるということを認識しております。マイナ保険証を使用することでよりよい医療が受けられることにもつながる——これはいろいろなデータとかの蓄積、積み上げとかそういったこともあります。そういう医療が受けられることや、医療機関等の事務の効率化も、ひいてはやはり我々一人一人全てに係ってくる問題だということもありますので、これらのメリットがよく周知され、制度の定着を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 10 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 2、第 11 号議案 令和 7 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 11 号議案であります。令和 7 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 7 年度は、団塊の世代の方々が全員後期高齢者になる、いわゆる 2025 年問題と言われてきたそういう年に当たります。高齢化がさらに進みまして、医療や介護サービスの需要は高くなる一方で、それを支える現役世代の人口減少の進展は否めない。持続的な社会保障制度の維持が日本全体で大きな課題であり、また本市もその中にあると思っております。

そのような中で、南魚沼市の現状を見てみますと、療養給付費負担金——一般会計ですが——これは増加しているものの、医療技術の進展、健診習慣の定着、予防事業の効果とか、それぞれの皆さんの健康意識の向上など様々な要因によりまして、想定よりも負担が抑制されているものと捉えています。

新年度予算につきましては、歳入の保険料は、保険料率は据置きの年に当たります。これは 2 年ごとの改定で、前は令和 6 年ということで、今回は令和 8 年であります。被保険者数の増加により、前年度比 707 万円増の 5 億 8,617 万円を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金に前年度比 396 万円増の 7 億 5,272 万円を計上したところであります。

南魚沼市では、新潟県後期高齢者医療広域連合と協力して、後期高齢者の健康維持に係る健診事業や人間ドック助成、医療費の適正化に係る保健事業を引き続き進めてまいります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額を、前年度比 500 万円増の 7 億 7,000 万円としたものであります。よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 11 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 3、第 12 号議案 令和 7 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、続きまして第 12 号議案であります。令和 7 年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 7 年度は、第 9 期介護保険事業計画の中間年に当たっています。増大する介護費用の抑制を図り、自立支援や重度化防止のための各種の介護予防事業のほか、認知症施策の推進などに取り組みながら、地域包括ケアシステムのさらなる推進・深化に向けた体制の強化を図っていく内容となっております。また、次期計画の策定に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ、そして在宅介護実態の調査に加えまして、新たに認知症施策に係る市民アンケートを実施したいと考えております。

歳入では、第 1 号被保険者の保険料や介護給付費に対する国や県及び市など、それぞれルールに基づく補助金・負担金及び交付金などの算定額のほか、介護給付費準備基金からの繰入れを行いまして、保険料の増額抑制に充てています。

歳出では、令和 6 年度介護報酬改定の影響による給付実績や第 9 期介護保険事業計画に基づく各種介護サービス利用の見込みを踏まえまして、介護サービス提供状況、施設整備の進捗状況などを精査して算定しているところであります。

歳入歳出予算の総額を、前年度比では 500 万円、率にして 0.1%増の 70 億 8,500 万円としたいともであります。よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 大綱質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 12 号議案 令和 7 年度南魚沼市介護保険特別会計予算の大綱質疑を行わせていただきます。

心豊かに元気で暮らし、地域ぐるみで支えあうまちを基本理念としまして、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目標に策定されました第 9 期介護保険事業計画中間年の予算であります。歳出総額 70 億 8,500 万円のうち、保険給付額が 66 億 5,023 万円の予算組みであります。

介護保険事業においては、居宅介護の点数が下がり、施設介護の点数が上がったことの影響が大きいと思いますけれども、そこで①としまして、居宅介護サービス提供事業者への支援を考えたかというのが 1 点。

もう一点、介護認定者数は高止まりでありますけれども、介護予防は今後ますます重要であります。そこで②としまして、介護予防の予算づけで新たな視点はあるかという、2 点をお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えします。

①の居宅介護サービス提供事業者への支援を考えたかということであります。令和 7 年度

の予算編成は、介護報酬の改定が行われました令和6年度の給付実績を踏まえまして、第9期介護保険事業計画に基づいて実施された施設整備による介護サービス利用料の増加分を見込み、計画の基本理念及び基本目標の実現を目指すべく重点施策に取り組んでいるつもりであります。

その一つであります、介護人材の確保と持続可能で安心して利用できる福祉介護サービスの推進では、介護サービスの質の確保として各種委員会の運営、また施設入所調整会議への参画、介護事業サービス事業者相互間の情報交換、連携の確保、介護サービス事業所への運営の指導などを行っております。

また、市内介護事業所全体などへの支援としては、運営面での支出負担の軽減を図るとともに安定的なサービス提供を継続するための支援としまして、エネルギー等の物価高騰下にある高齢者施設に対しまして、一般会計から補助金交付を令和4年度から令和6年度まで計6回実施してまいりました。

さらに、人材確保の支援としては令和3年度から、介護施設大規模改修に対する支援は令和6年度から——これらについても引き続き行うこととしておりまして、いろいろまた皆さんにご審議いただくこととなります。持続可能で安定した介護サービスの提供を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

②の介護予防の予算づけで新たな視点はあるかということでもあります。介護認定者数の高止まりはそうなのですが、要支援1、2の人数というのが前年度比では微増となっています。しかしながら、第9期介護保険事業計画の令和7年度推計値との比較では既に20人程度超過しているという状況です。このような状況の中で介護予防予算が増額の傾向が続いておりまして、特に重度化予防に効果のある——これはそのとおりなのですが、福祉用具の購入費や住宅改修費が非常に伸びているということでもあります。

今ほどご質問の新たな視点ということですが、令和6年度に地域支援事業においても大幅な改正がされまして、より一層の柔軟性と地域づくりの視点の重要性が国から示されたところでもあります。今後開催される厚生労働省等による市町村向け説明会などで、私どもも一生懸命情報収集をしながら、私どもの市の状況に合致した事業を検討してまいりたいと考えているところです。

予算としましては、介護人材不足や事業所の経営状況の悪化などからも新たな事業は本当に厳しい、難しい状況ではありますが、これまで実施してきました各種事業のほか、令和6年度から新たに実施をしている地域リハビリテーション活動支援事業や、また認知症の人も一緒に住みやすい地域をつくる仕組みづくりを目指すチームオレンジの立ち上げ・活動支援などを継続してまいりたいと思っております。地域づくり協議会をはじめとする地域の皆さんと共に介護予防、また正しい認知症の理解とか、それぞれの皆さんの新しい認知症観の普及を進めてまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 12 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 4、第 13 号議案 令和 7 年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 13 号議案にまいります。令和 7 年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 7 年度予算は業務予定量として、給水件数は前年度と同様 2 万 4,000 件、年間総給水量は前年度比で 1.3%減の 565 万 3,000 立法メートル、主要な建設改良事業を 8 億 8,700 万円と見込みまして編成しております。

収益的収入及び支出につきまして、収入では、給水収益を前年度比で 1.8%減と見込み、収入合計は 18 億 6,966 万円を計上しております。支出では、営業費用として施設管理費や事務費を、営業外費用として企業債利息や消費税などを見込みまして、支出合計としては 18 億 1,304 万円を計上したところであります。

収益的収支の差引きでは、税込み 5,661 万円の利益を見込みました。なお、損益計算書の税抜きレベルでは、純利益 625 万円となり、令和 6 年度も大変厳しい経営状況となっております。令和 6 年度は、令和 5 年度実施をしました水道事業経営戦略——資産管理編と言われています。経営戦略の成果に基づき、今後の事業方針と財政見通しを定める経営戦略の改定を行うものであります。

次に、資本的収入及び支出についてですが、収入では、企業債、他会計出資金及び国庫補助金など、前年度比 1.8%減の 9 億 8,762 万円を計上しています。支出では、建設改良費や企業債償還金など、前年度比で 9.4%減の 17 億 7,625 万円を計上しています。

主な事業としては、畔地浄水場の延命化を図る機械設備の更新、非常用水源の運用に向けた中之島・石打地区の施設整備、加えまして城内の藤原湧水水源の設備改良を引き続き実施してまいります。災害時に避難所となる重要給水施設への管路耐震化にも計画的に取り組んでまいります。

収入が支出に不足する額は、前年度より約 1 億 6,600 万円減の 7 億 8,863 万円となり、損益勘定留保資金等で補填して調製したところであります。

以上、よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いするところであります。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第 13 号議案 令和 7 年度南魚沼市水道事業会計予算について

て、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

令和7年度は、畔地浄水場の施設延命と非常用水源常用化の事業を進め、今後の事業方針と投資財政計画を定める経営戦略事業投資編の改定を進める予算であります。

人口減少に伴い、給水量は1.3%減の565万立法メートル、給水収益15億4,466万円の計上です。貸借対照表では現金・預金は13億1,466万円から15億524万円に増え、総資産は250億381万円から251億4,779万円に増える見込みです。

実施計画書では、収入18億6,966万円、支出18億1,304万円で5,662万円の黒字となっていますが、令和6年度の損益計算書では、営業収益14億3,579万円、営業費用16億1,007万円で損失が1億7,428万円であります。資本的収支では7億8,863万円の不足が生じる予定です。

また、建設改良事業として配水管布設1,655メートル、管路耐震化434メートルが予定され、畔地浄水場の施設更新、配水施設及び設備改良などで、8億8,734万円も計上されています。そこで、2点伺います。

まず1点目、新料金体系により経営改善できると見込んだ予算建てであるか。2点目、有収率改善のための漏水対策で新たな調査はするのか。

以上、2点伺います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑2点にお答えします。

1点目の、新料金体系により経営改善ができると見込んだそういう予算建てかということですが、新料金体系による経営改善の見込みは、課題に掲げています、これまでずっと言われてきた逆ざやが解消に向け推移していると捉えています。

資本投資の不足分に充てる内部留保資金も増加する見込みの予算建てになっております。また、新料金体系を反映させた給水収益に基づき、経営戦略の事業投資編として畔地上水場の延命、加えまして非常用水源の整備から発展する常用化ついて、より具体的な事業方針、また財政投資計画を取りまとめる方針を立てています。

引き続き水道事業の何よりも健全な発展を図るため誠実かつ効率的な経営改善に努めてまいりたいと考えているところでありますので、よろしく申し上げます。

2点目のご質問の、有収率改善のための漏水対策で新たな調査をするのかということであります。漏水対策による改善が期待される有収率は——これは議員には釈迦に説法であります。少し聞いている方もいますので——有収率です。浄水場でつくられた水が効率よく収入につながっているかを判断する重要な指標であります。令和6年度上半期の有収率は77.1%、有効な対策が急がれる状況にあると思います。

新たな漏水対策をお聞きになっておられますのでお答えしますが、全国の漏水事故報道により注目されている——大変そういうことが多くなってきております。人口衛星データをAIで解析をするという漏水調査に私どもは既に着手しています。これは漏水が疑われる箇所を——非常に進化したといいますか、漏水が疑われる箇所を100メートルの範囲で絞りこむ

ことができる新技術であります。実効性のある対策につながるものとしてこれは非常に期待をしているところであります。これを今進め始めています。

有収率改善の取組であります。将来の費用負担を軽減する手段でもあると思います。今後も漏水対策を積極的に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 13 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 5、第 14 号議案 令和 7 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 14 号議案でございます。令和 7 年度南魚沼市病院事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、医療機関は社会保障費の抑制を原因とする厳しい経営環境に置かれております。特に新潟県内におきましては、数年内に資金ショートが予想される医療機関が多数あることに加えて、医師不足による病院の閉鎖が発生するなど、医療機関が消滅の危機に立たされている非常に厳しい状況にあります。報道が本当に続いております。

このような状況の中、南魚沼市病院事業におきましては、令和 6 年度にゆきぐに大和病院の診療所化とそれに対応する南魚沼市民病院の病棟再編、そして経営改善と併せて進めてまいりました。令和 7 年度には病院事業内の連携を強化することで、大和地域包括医療センターの効率化を図ってまいります。また、市民病院では D P C——これは診断群分類別包括評価であります——このボーナス係数の上昇によりまして収益性を確保するとともに、在宅療養を支援するレスパイト入院機能を強化するための地域包括ケア病床を 8 床増床し、在宅療養支援センターを本格稼働させることで、市民の皆さんにとってさらに身近な存在となるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

安定経営を続けるためには、医師や看護師をはじめとする医療人材の確保を積極的に進めることが何よりも重要であることから、令和 7 年度予算におきましては、引き続き人材確保により診療報酬上の上位基準を取得することで経営を安定させ、地域医療を持続させる基盤を確保するための予算編成としておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

収益的収支につきましては、1 日平均患者数を、大和地域包括医療センター事業では外来患者数を 141 人、市民病院事業では入院患者数を 138 人、外来患者数を 482 人と見込み、それぞれ収益と費用を計上したところであります。

大和地域包括医療センター事業では、医業収益と介護保険収益の合計で 9 億 349 万円に医業外収益等で 1 億 1,624 万円を加え、総額で 10 億 1,974 万円としまして、支出では、医業費

用 10 億 6,916 万円に医業外費用等 493 万円を加えて、総額で 10 億 7,409 万円としまして、差引きでは 5,434 万円の損失額を計上しております。

市民病院事業では、収入において医業収益と介護保険収益の合計 45 億 7,506 万円に医業外収益等で 6 億 1,462 万円を加え、総額では 51 億 8,968 万円としまして、支出では、医業費用 52 億 6,505 万円に医業外費用等 1 億 1,098 万円を加え、総額では 53 億 7,604 万円とし、差引きで 1 億 8,635 万円の損失額を計上しております。

次に、資本的収支についてであります。大和地域包括医療センター、そして市民病院の両事業の支出に、建設改良費、企業債償還金及び補助金返還金を計上しまして、それに対する収入の財源として企業債及び繰入金を計上しています。

大和地域包括医療センター事業の収入では、企業債と繰入金等で総額 6,215 万円とし、支出では、大和地域包括医療センターの移転に関する設計委託及び医療器械更新に係る建設改良費及び企業債償還金等で、総額 9,389 万円を計上したところであります。

市民病院事業の収入では、企業債と繰入金等で総額 26 億 802 万円とし、支出では、医療器械及び車両購入などの建設改良費及び企業債償還金等で、総額 27 億 9,368 万円を計上しています。

病院事業全体で資本的収入が資本的支出に対し不足をする 2 億 1,738 万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。

ここ数年で市内の診療所の閉鎖、また介護サービスが縮小されるなど、医療・介護の提供体制が縮小している中で、市民の皆さんから求められるサービスを市立の医療機関として果たしてまいったところであります。病院事業は公営企業会計でもありますので企業性の追求——これは端的に言えば利益の確保ということになりますけれども、企業性の追求が当然求められることとは考えておりますが、地域のセーフティネットとしての公共性の担保も課せられた使命と考えております。

周辺環境が大きく変化をするという誠厳しい状況の中で、在宅療養を希望する患者さん方を支援できる体制を強化しまして、今まで以上に市民の皆さんに寄り添った地域の生きるを支えるという医療を提供していくための予算としているつもりでありますので、よろしくご審議いただき、決定いただくようお願いいたします。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、市民クラブを代表いたしまして、第 14 号議案 令和 7 年度南魚沼市病院事業会計予算の大綱質疑を行います。

医療の再編後の初めての病院事業会計の当初予算であります。入院機能をまとめたこともありまして、市民病院の年間入院患者数は 1,600 人減の 5 万 300 人と見込み、外来患者数は市民病院、大和地域包括医療センターを合わせまして、4,200 人減を見込んだ予算組みになっております。

令和6年度の損益計算書では、純損失1億8,276万円、累積欠損金は47億7,676万円であり、また令和7年度予算の実施計画明細——収益的収支のほうですけれども——からの収入、支出の差引きでは2億4,070万円の赤字予算となっております。

在宅療養支援センターが稼働、そしてまた診断群分類別包括評価(DPC)算定による診療単価向上も見込み、病床は再編後4床増床した中で、安定した病院運営を考えているようでありすけれども、限られた医療資源の中であり、市民の受診動向はなお気にかかる場所であります。

そこで、ただいま説明の中にも大分ありましたけれども、通告もしてありますので、2点質問をさせていただきます。

1点目であります。限られた医療資源の中で行われた医療再編後の新たな医療体制で、市民が安心して医療にかかれる医療環境の整備に配慮した予算組みになっているかであります。

次に、医業費用での人件費の割合が大きいわけであります。必要な医療人材の確保を進めております。緩和ケア内科、腎臓内科、消化器外科、精神科で常勤医師が確保されているようでありすけれども、そうした中でも、在宅医療、訪問看護等を含めた人材確保は容易には進まないと思われま。

そこで、在宅医療の充実に備えた人材確保をどうするか。この2点をお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 市民クラブの大綱質疑にお答えします。

1点目の、市民が安心して医療にかかれる医療環境の整備に配慮しているかということでもあります。

新年度予算における患者数の見込みにつきましては、ゆきぐに大和病院の診療所化の影響もありますけれども、一番は人口減のことが主な原因となっていると思っております。こちらのほうが圧倒的に大きいと思いま。

令和6年11月に医師の働き方改革の影響によりまして、ゆきぐに大和病院を診療所化したところですが、その後できました大和地域包括医療センターとして在宅に重点を置いた運営を進めています。訪問リハビリテーションの件数も順調に増加しています。入院が必要な患者さんにつきましては、本体である市民病院との連携を強化して対応しております。

大和地域にお住まいの方の入院に関しては、いろいろ心配だったわけですけれども、大和地域包括医療センターの地域医療連携室が中心となって対応するというので、現在のところ順調に運用できているということでもあります。引き続き体制を維持していきたいと思いま。

次に在宅療養支援センターであります。六日町及び塩沢地域の在宅療養支援機能の拠点として機能を集約するとともに、より市民の皆さんにとって身近な施設として、気軽に在宅療養の相談に来ていただきたいと考えている施設であります。単にこの機能を移転したということだけではなくて、在宅で過ごしたい患者さんが施設——特に思いが強いのは、私どもの地域から群馬県にある施設に入所しなければならない状況を解消するために、在宅で過ごす

ための相談機能を充実させてまいらなければならないと考えているところであります。

市民病院の4床の増床にも今ほど触れていただきました。正直に申し上げまして病床は不足している状況です。令和6年12月定例会で皆様から補正予算をご承認いただき、令和7年2月に開催された県の地域医療構想調整会議におきましても、私ども圏域周辺の医療関係機関から了承を得ることができましたので、令和7年度の前半になります。第2病棟をさらに8床増床して地域包括ケア病床を増やすということで、レスパイト入院の支援を拡充したいと考えているところであります。

また、令和6年度中に実施する市民病院の外来ブースの増設、そして化学治療室のベッドの増、待ち時間はいろいろ言われていますが、待ち時間解消のシステム導入などに加えまして、4月から新たに着任される緩和ケアを専門とする医師によるターミナル期——終末期で——ターミナル期の在宅対応なども展開したいと考えております。

なお、先ほどのDPCにつきましては、令和7年度からボーナス係数が県内でも上位の数値となることを想定しまして、入院収入の増を4,000万円見込んでおり、この収支にも配慮した内容となっていると思っておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の、在宅医療の充実に備えた、何よりも人材確保をどうするのかということであり。人材確保につきましては、外山病院事業管理者から何度か説明させていただいたところではありますが、魚沼地域は全国でも有数の医療従事者確保困難地域と言われております。市立病院事業全体におきましても、看護師確保は非常に苦労しているところであります。令和7年1月頃までは、令和6年度末までに退職する看護師を採用により充足することができないという状況にありました。年度によってばらつきはありますけれども、今回は20人の退職に対して採用が8人と半分以下しか見込むことができない状況で、年度当初のスタートは切れても、年度途中で例えばですけれども、ご結婚や育児などによる休業、休暇、または退職が発生するということになりまして、病棟の看護基準がなかなか維持できなくなる。せっかく築き上げてきたハイレベルの入院単価構成が崩壊してしまう可能性も出てくるということでもあります。

このような状況に対応するために、以前から看護師の病棟業務をいろいろ見直しして、リハビリ技師の方々が看護師のヘルプをするなど、そういうタスクシフトをさらに進めていく。または外来診療における特殊な採血などを検査技師が代行することとか、また手術前の機器の点検などを臨床工学士が行うなど、いろいろな意味で支え合うということを今進めてきていますし、強化をしていく。

さらには特別シニア看護師という仕組みをつくりまして、55歳から74歳までの方々を任期付職員または任期付短時間職員という形で募集するなどしまして、現在16人を確保することで当初の目標をほぼ達成できる見込みとなっているところであります。本当に厳しい状況ですけれども、いろいろな手を尽くして現在行っているということで、ご理解いただきたいと思っております。

最後になりますが、安定経営の鍵は何よりもマンパワーの確保、そう考えております。人

材確保を進め、在宅を含めました医療の充実を図ってまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 14 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 6、第 15 号議案 令和 7 年度南魚沼市下水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 15 号議案でございます。令和 7 年度南魚沼市下水道事業会計予算につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

令和 7 年度予算は、業務予定量として下水への接続戸数を前年度より 100 戸増の 1 万 9,600 戸、また年間有収水量は前年度比で 1.3%減の 558 万立方メートル、そして主要な建設改良事業を 6 億 7,653 万円と見込み編成したところであります。

収益的収入及び支出ですが、収入では下水道使用料を前年度比で 1.3%減と見込み、収入合計は 30 億 9,690 万円を計上しています。支出では、営業費用として施設管理費や事務費を、営業外費用として企業債利息や消費税などを計上し、支出合計は 30 億 3,194 万円を計上しています。

収益的収支の差引きであります。税込み 6,496 万円の利益を見込みました。なお、損益計算書の税抜きレベルでは、純利益で 7,863 万円となる厳しい経営状況となっております。令和 7 年度は、令和 6 年度に策定しました改定経営戦略に基づきまして、将来を見据えた中で経営基盤の強化に取り組み、経営の効率化と経費の節減に努めてまいりたいと思います。

次に、資本的収入及び支出についてです。収入では、企業債、他会計出資金・補助金及び国庫補助金など、前年度比で 13.6%減の 18 億 5,788 万円を計上したところであります。支出では、建設改良費や企業債償還金など、前年度比 10.6%減の 27 億 914 万円を計上しています。

主な事業としてであります。広域化事業の第 2 ステップと位置づけられる大和处理区の県流域下水道への統合について、計画変更手続など進めているところであります。さらに不明水対策については、マンホール蓋更新事業に加えまして、応急対策を引き続き進めたいというものであります。最適化計画により処理施設の規模を縮小した栃窪処理区の事業計画に着手をしたいと思っております。

収入が支出に不足する額は、前年度より約 2,900 万円減の 8 億 5,125 万円となりまして、損益勘定留保資金等で補填し調製をしたところでありますので、よろしくをお願いいたします。

以上、ご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いするところであります。

以上です。

○議 長 大綱質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、市民クラブを代表しまして、第15号議案 令和7年度南魚沼市下水道事業会計予算の大綱質疑を行います。

令和7年度予算は令和6年度に改定した経営戦略に基づき、さらなる経営の効率化や経費の削減に努める予算であります。人口減少で処理量は1.3%減の558万立法メートルです。貸借対照表を見ますと、現金・預金は2億6,093万円から2億8,160万円に増え、総資産は510億210万円から498億3,078万円に減り、実施計画書の収支は6,496万円の黒字であります。資本的収支では8億5,125万円の不足が生じる予定になっています。そこで、2点伺います。

まず1点目、資本的収支不足分に対する一般会計からの繰入れをどう考えているのか。

2点目、大和処理区を県流域下水道へ統合するには、幾つかの課題が見えてきました。市内各地で進められている不明水対策としての、マンホール蓋更新事業の有効性が、どこまで認知されているかの精査も必要でありますし、埼玉県で発生した老朽管事故から教訓として学ぶ点も考えられます。そこで、新たな不明水対策事業の研究を行うか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブの大綱質疑にお答えいたします。2点です。

まず、1点目の資本的収支の不足分に対する一般会計からの繰入れをどう考えるかというご質問ですが、下水道事業会計の一般会計繰入金総額のベースは令和5年度まで16億円程度でした。令和6年度からは企業債償還金にも資本費平準化債が充てられるようになったことから、これを最大限活用させてもらって12億3,000万円に減額しております。令和7年度の当初予算につきましては、資本的収入の一般会計繰入金4億6,490万円の大半を企業債償還金の20億2,760万円に充当しているということでもあります。

公営企業会計は独立採算の原則です。国の繰出基準以外の経費に一般会計繰入金を充当するということはもちろん好ましくはありませんが、これまで主要な公共事業として下水道事業を市内全域で推進してきた。特に合併前には3つの町で競うようにこれをやってきたということでもあります。市内全域で推進してきたため、これらの流れがずっとあります。加えまして当市は下水道普及率が非常に県内でも高い、トップレベルだと思いますけれども、そういう状況、これらの裏づけがあったわけでありまして、背景があったということです。

充当するのは好ましくないのですが、今ほど申し上げましたように主要な公共事業として下水道事業を市内全域で推進してきた。この企業債の残高が令和6年度末では220億円以上あります。類似団体とか県内の他の市町村と比較して——また繰返しになりますけれども、普及率や使用料単価が高いことなどから、当面はやはり令和7年度と同程度の繰入れが必要となるのではなかろうかと考えております。

2点目の、新たな不明水対策事業の研究を行うかというご質問であります。下水道に下水

とは関係のない水が流入してしまうという問題ではありますが、不明水の大半はもう特定ができています。降雪時の消雪パイプの散水がマンホールの蓋の周辺から侵入するということは間違いないと思います。これまで進めてきた蓋交換については、非常に有効とおっております。

大和処理区の県流域下水道統合計画の支障となっていた多量というか、非常に多い降雪時の侵入水については、令和5年度から独自に現地調査や過去の流入水量のデータ解析などを行っております。これは県と合意した流域下水道統合後の1日最大流入水量——流れ込む量の目標値達成に向けた具体的な降雪時の侵入水対策計画の策定を進めているところであります。

令和7年度からの対策計画では、非常に高額なマンホール蓋の交換は年間300基程度としたい。そのほかに蓋の受枠といいますか……分かりますよね、その受枠とモルタルの継ぎ目に特殊な止水テープを貼り付けるなどの——これは安価な止水対策ができるということなので、これを年間150基程度実施する予定としています。先ほどの300基に加えまして、安価なやり方でのものを進めていくという中で150基。

また、令和6年度から処理場の再構築方針を検討しています特定環境保全公共下水道の大和地域の五箇処理区でも降雪時の侵入水対策が課題となっているということで、令和7年度は30基程度のマンホールで対策を実施する予定であります。これは全体から見れば非常に狭いエリアであります。狭いエリアであるために、かなり精度の高い効果検証ができるということでもあります。この結果を計画にまた反映できるように考えていきたいと考えています。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第15号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第16号議案 南魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第16号議案 南魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定めることによって、被害者に寄り添った丁寧な支援を行っていくという市の姿勢を示すものです。

これまでも犯罪被害者への支援につきましては、南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の中で規定されておりますが、国からは犯罪被害者等の支援に特化した条例、いわゆる特化条例の制定が求められており、同様の条例の制定が全国的に広がっています。県内

20 市においても 14 市が既に制定済みで、南魚沼市も含めた 4 市が令和 6 年度中の制定を予定しております。

条例の内容について説明を申し上げます。1 ページの第 1 条からでございます。条例の目的、本条例では、犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定めて、被害者が必要とする施策を総合的に推進することとしております。それにより、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減と、被害者を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

第 2 条は、用語の定義です。

2 ページをお願いします。第 3 条は、犯罪被害者支援の基本理念として、犯罪被害者の尊厳に配慮した支援、二次的被害及び再被害への配慮、そして支援の継続を定めるものです。

第 4 条は、市の責務として犯罪被害者支援の施策の推進及び関係機関との連携を定めるものです。

第 5 条は、市民等の責務として、犯罪被害者支援への理解、被害者を地域社会から孤立させないことや、二次的被害への配慮などを定めるものです。

第 6 条は、事業者の責務として、市が実施する施策への協力や犯罪被害者の雇用や勤務への配慮、また事業活動における二次的被害への配慮を定めるものです。

3 ページに行って、第 7 条は、市が犯罪被害者からの相談に応じて行う情報提供などについて定めるものです。

第 8 条は、市が犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため支給する見舞金について定めるものです。規定中に別に定めるところとありますが、これは令和 6 年 4 月 1 日に施行した南魚沼市犯罪被害者等見舞金支給要綱のこととございまして、犯罪被害により重症病を負った方へは 10 万円、亡くなられた場合については遺族の方へ 30 万円の見舞金を支給するものでございます。

第 9 条は、日常生活の支援で、ここから第 13 条までは、犯罪被害者等が安全安心で安定した生活を営むための市の支援とその必要性について、市民や事業者の理解増進を図ることなどを定めたものでございます。

第 14 条は、支援の制限について定めたもの。

4 ページで、第 15 条は、委任について定めるものです。

附則では、施行日を公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 8 条の経済的支援について若干お伺いしますけれども、今ほどの総務部長の説明で、別に定めるところで金額は載っているわけですが、県内 20 市と比べて金額の妥当性といいますか、そんなところを検証したのかということ。もう一つは、見舞金の額をこれから増やしていく方向に行くのではないかと思うのですけれども、そこら辺の動きという

のはどうなのか、一応2点伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 寺口議員のご質問にお答え申し上げます。重症病で10万円、亡くなられた場合は30万円、こちらは県の事業にのっとして金額を決めておりまして、県内ではほぼ統一されているという状況でございます……（何事か叫ぶ者あり）そちらにつきましても、県の動向などを確認しながら進めてまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点聞かせていただきたいのですが、今回、犯罪被害者の方を支援するための条例ということですが、犯罪被害者の認定をどの時点とするかという点についてお尋ねいたします。例えば犯罪があつてけがをされた人がいる。例えばその犯人が分からない場合であっても、被害を受けた人がいればその時点で認定するのか。もしくはそういった事実関係で争いがあった場合はいつ認定するのかという部分について少しお尋ねしたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず犯罪被害者ということですが、定義がございまして、第2条第1項2号でございまして、犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族ということになっております。そのような方が来られたときに認定ということではなくて、例えば交通災害であったり、あるいは身体的な被害を被った方であったりということであれば、そういった方が相談する窓口を、市の中では総合的な窓口として総務課を窓口とするということを決めて、その方の相談に乗る。

そして、関係機関としては新潟県にはにいがた被害者支援センターというのがユニゾンプラザにございますので、そういったところと連携して、例えば被害者となった方につきましては、裁判所の傍聴ですとか、あと検察、警察への相談、そういったこともございますので、連携しながら取り組んでいくということでございます。特に認定を市役所がするというのを想定したものではありません。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 そうなると、こういう被害がありましたという人が来たら、相談に取りあえず乗ってもらえる、そういう形でいいのですね。別に犯罪というのが、要するに法律上の用語の犯罪があつたかどうかという認定がされなくても、取りあえず相談に来たら相談を受けてもらえる、そういう考えでよろしいのか、最後に確認です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 犯罪の中には目に見えないもの、例えばDVですとか、そういった被害というものもあると思います。そういった方に対しても南魚沼市では相談に応じて、その内容によって、例えば住居の確保ですとか、そういったものの支援もしていきたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 趣旨は分かりました。今までも安心なまちづくり条例というか、同じような対応で恐らく載っていたかと思うのですけれども、今度は特化した条例をつくるということで、先ほど説明にあったような市の姿勢を示していくことにつながるということですが、これをつくるに当たってこれまでの体制とといいますか、内容とといいますか、そういった部分を充実していくとか、こういう体制を新たにつくっていくとか、そういう課題等がもしあれば教えていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この条例をつくるに当たりまして、庁内の関係する各課にどういった支援ができるのかということを変更して確認させていただきまして、令和6年度版ということで、犯罪被害者等支援のメニューということをつくりました。その中には、まずは犯罪被害者の方が来たときの総合的な窓口をどこにするのかということを決めさせていただいて、これは総務課ですということにさせていただきました。

また、メニューとしては3つの項目に分けて、経済的な支援、生活の支援、そして精神的・身体的被害の回復、防止というところの観点から、市ができる支援につきましてそれぞれ整理をしたというところがございます。この中でいろいろな支援が出てくるかと思っておりますので、その支援ごとにまた課題などを検討いたしまして、よりよい支援ができるようにこれから進めてまいりたいと考えております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。先ほど被害者からの申請ということも伺いました。そういうことになると、この内容を今のような体制整備とともに市民にどう知らしめていくのか。その辺がやはり重要になってくると思うのですけれども、今ほど新しくそういった形をつくって協議もしているということですが、それらの今後の周知の仕方とといいますか、一応どんなことで計画しているのか少し伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市から行えるものにつきましては、市のウェブサイトあるいは市報、SNSというようなことは考えられます。また、県のほうにも、先ほども少し申し上げましたけれどもいがた被害者支援センターというものがございまして、チラシやリーフレットなども作っています。そういったものを配布協力するような形で、犯罪被害者の方にそういった情報が届くように心がけてまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ただいまの答弁で、行政の対応については理解できたのですけれども、もう一点、私が気になるところは第5条と第13条の関係です。市民の関わりの関係ですけれども、私はこの条例ができて、大変よい条例とといいますか、よいよりどころができたと思うの

です。ただ、第5条と第13条につきましては、市民の啓発が非常に大事なところだと思うのです。啓発が大事だし、SNSを通しまして二次被害というのが非常に今問題になっているので、ここをどうするのかというようなことをお聞きしたいのです。これは単に自治体一つの問題ではない、国を挙げての取組になろうかと思うのですけれども、条例に上げたからには、市としてどういうふうなことで市民の啓発を進めていこうという考えが今のところありましたらお聞きしたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 非常に難しいところだと思います。私たちは一方で、この支援の中でその被害に遭われた方の個人情報、住所情報、そういったものを保護しなければいけないという観点にも立ちながら支援をするということになりますので、二次的被害の防止とか、そういったところをどこまでどういう形で市民にお伝えするのか。また、そういったことがあるのだということをも市民にどうやって啓発していくのかということも含めて、これからもう一度、再検討させていただければと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第16号議案 南魚沼市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、第17号議案 南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第17号議案 南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度でありますけれども、これは月一定時間までの利用可能枠の中で、就労の要件は問わず、3歳未満の児童についても時間単位で柔軟に保育を利用できるという新たな通園制度であります。令和8年度から全市町村において実施することとなる制度であります。当市では令和6年度から試行的事業として民営3園に

て事業を既に実施しております。

当該事業につきましては、令和6年に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律におきまして、市町村による認可事業として位置づけられました。市町村が認可を行うに当たっては、その設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、令和7年度につきましても、当該事業を継続的に実施していくために、これは内閣府令で定められた基準と同一の内容によりまして条例を制定したいというものでございます。

それでは、本文に沿って説明を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。第1条は、条例を制定する趣旨であります。児童福祉法の規定に基づいて、設備、運営、その他の定めをするということでございます。

第2条は、実施するに当たっての最低基準を定めるという目的を示しておりまして、これは2ページにわたりまして、第3条では、最低基準を向上させるということ、市長が向上させるための勧告、そういったものもできるということを示してございます。

第4条は、その最低基準と支援事業者の内容について示してございます。

第5条ですが、これは事業者の一般原則ということで、運営を行うに当たって、十分人権に配慮しながら行いなさいということで、2項から6項までを定めてございます。

第6条になりますけれども、これは災害のためのこういった備えをするかということを示してございます。これが2ページから3ページにわたります。

第7条になりますが、先ほどの関係で安全計画の策定を義務づけているというところになります。

中ほどになりまして、第8条ですが、これは自動車を運行する場合の規定です。

第9条ですが、これはこの事業を実施するに当たりまして、職員に求められる一般的な条件をこちらで示しているというところでありまして、

4ページに移りますが、第10条につきましては、先ほどの職員の知識や技能の向上を求めるという規定を定めてございます。

第11条になりまして、これは他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、設備及び職員の基準を定めているというところでございます。

第12条になりまして、利用乳幼児を平等に扱う原則ということで、差別的扱いをしてはならないという規定です。

第13条になりますと、虐待の防止について定めてございます。

第14条、こちらは衛生管理について。

その下の第15条につきましては、食事の提供についての規定でございます。

一番下の第16条から、これは4ページから5ページにわたりまして、運営についての重要事項を定めている規定でございます。

第17条になりまして、これは事業所に備える帳簿についてです。

第18条は、機密の保持ということでございます。

第19条は、苦情への対応を示しております。

5ページから6ページにかけまして、第20条は、乳児等通園支援事業の区分を示しております。

めくっていただいて6ページ、第21条では、一般型乳児と通園支援事業の設備の基準等を定めてございまして、そのまま7、8ページと続きます。

第22条では、先ほどの事業の職員についての規定を定めてございます。

第23条になりますと、乳児等通園支援事業の内容を定めてございます。

第24条になりますと、保護者との連絡ということで記してございます。

9ページから10ページにかけまして、第25条です。余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び運営基準を定めてございます。

第26条では、余裕活用型乳児等通園支援事業についての第23条と第24条の規定を準用しますということを示しています。

最後、第27条では、電磁的記録により行うことができる規定でございます。

附則としまして、施行日は令和7年4月1日としたいものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大変条文を理解するのが難しかったですけれども、要するにかいつまんで言ってみますので、理解が正しいか少し確認をさせていただきたいと思います。令和6年、試行で3園やりましたが、私はそのチラシを見ながら、誰でも気軽に行けるよい制度だと思っていたのです。ところが、条例になってみますと、今説明がありましたように施設ごとに施設整備とか、いろいろと大変細かなことがあって、今度本綱に移るとなると、今の条例のことを全部そろえて、そして市がそれでよしとして、そうした保育園のみその権限を与えるというか——それは変ですけども——そういうふうなことになるのだと思うのです。そうするとやはりそれに対応できる保育園というのはより限られてくるというような考え方でいいわけでしょうか。その辺のところをもう少しお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほど試行していると申し上げたのですけれども、県内でこれに令和6年度から取り組んでいる市は、私どもを含めて3つぐらいしかないのです。どういうやり方でやっていいかというのがまだ国がはっきり出していないものですから、どこの市町村も手を出さないでいるのですけれども、私どもは民営の園にお願いしたり協議をしながら、もしかしたら使っていただける方がたくさんいるのではないかとか、やってみないと分からないのではないかとということで今進めてきました。そういった中で国がこうやって基準を示さないというふうになっていますので、ご指摘のとおりこれに準じた内容でないと、私どもとしては認められないというふうに考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 こういう制度を先駆けて試行してやっていくというのは大変いいことだと思うのですが、この制度をざっと見させてもらおうと、これは市の認可事業ということですから、市が確認して責任を持って認めるということになろうかと思うのですが、何か問題が出てからではなくて、出ないようにこういった体制が取られているかを市が確認していく責務が出てくることになろうかと思うのです。今まだ試行の段階ですが、そういう体制整備みたいなものを今後どういうふうに進めて、そのめどが見えてきているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今後につきましては、各事業所、保育園、施設のほうから事前に申請書を出していただくこと。その施設基準がしっかり条例に基づいているのか、また要綱、定款で事業ができるというようなものになっているのかというものを市で確認してそれを認可する。それから事業を実施していただくという形になります。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、ここにいろいろ規定がありますけれども、これは申請があって、市は基本的には現場ではなくて書類審査で認可する。何かあったときは事業者の申請内容に沿っていなければ、事業者の責務だということの理解でいいのでしょうか。そこだけお願いします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 梅沢議員の言われるとおり、そのような対応になります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。マイクを近づけてください。

○大平 剛君 すみません。今の梅沢議員の質問で1点だけ補足で聞きたいのですが、書類上の審査とありましたが――第21条の設備のところ。この表のところは基本的に建築基準法に当てはまると思うので大体のことはオーケーですが、その後のウとかエというところですが、今書類でと言いましたけれども、ここら辺はやはり書類で見る以上はちゃんと写真を撮ったりとか、現物が確認できるようにしておかないとなかなか――うその申請をするということを考えてはいけないと思うのですが、そういうところはチェック体制が不十分だと後々問題が起きる可能性もあるので、そういうところはちゃんとチェックされるということで認識してよろしいのか。それだけお願いいたします。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 この部分につきましては、書類で確認が十分できないということであ

れば、現場のほうに行って確認させていただくということで考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 17 号議案 南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を 11 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 03 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 20 分〕

○議 長 日程第 9、第 18 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 18 号議案についてご説明申し上げます。本議案は、令和 6 年 8 月に人事院が公表した仕事と生活の両立支援の拡充について、国では人事院規則や運用通知が改正することとなり、地方公務員においても令和 7 年 4 月 1 日からの適用に向けて、例規の改正など所要の措置を講じるよう国から通知があったことから、必要な改正を行うものです。

第 1 条関係は、南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正で、国に準拠し、仕事と介護の両立支援制度などに関して改正を行うものです。

第 2 条関係は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法の改正に伴い、南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものです。

それでは、5 ページの新旧対照表をご覧ください。まずは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となります。第 3 条第 1 項は、日曜日及び土曜日は週休日として勤務を割

り振らない日としておりますが、改正により勤務時間を割り振らない日について除外規定を追加するものです。

第2項が、略されておりますが、ここには月曜から金曜まで1日7時間45分の勤務を割り振るとする規定がございまして、この第1項と第2項で週休日と勤務の割り振りが規定されているところに、新たに第3項を加え、規則で定める申告のあった職員について、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設ける、または勤務時間を割り振ることについて規定するもので、柔軟な働き方ができるようにするものでございます。申告については、規則で定めるということになり、条例には出てまいりませんが、今回の改正条例の施行日時点では、介護についての申出があった場合を考慮したものとなっております。

6ページをお願いいたします。第5条は、週休日の振替等で、第1項は改正に伴う字句の追加。次に第2項として、「週休日に」とあるものを「勤務時間を割り振らない日に」とする読み替え規定を追加するものです。第8条の2は、改正に伴う字句の追加でございます。

7ページに行きまして、第8条の3、第1項は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の請求が規定で定めるところによるとする文言の追加と整理を行うものです。第2項は、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務について、要介護者とある者を後段の第15条第1項の改正による日常生活を営むのに支障のある者として整理を行うものです。

8ページをお願いします。第8条の4第2項は、深夜勤務及び時間外勤務の制限について、対象となる年齢を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。第8条の4第4項は、対象年齢の拡大によりまして、3歳に満たない子についての文言を削るものでございます。

9ページに行きまして、第15条は、介護休暇について、要介護者の定義を規定するものでございます。第18条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について、見出しをつけまして加えるもので、職員が申し出たときに任命権者が講じなければならない措置について定めたものでございます。また、第2項として、職員が40歳に達した日の属する年度において、介護に関する制度について周知をしなければならない規定を加えるものでございます。

10ページをお願いいたします。第18条の3は、制度が円滑に行われるよう任命権者の講ずる措置を規定するものでございます。

続きまして、第2条関係、南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、第22条第3項について参照する法律、これは育児休業、介護休業等の育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法の改正によりまして、地方公共団体の職員が家族の介護をするために勤務時間の一部を勤務しないことができるという規定が、改めて同じ法律の第61条の2第20項に整理されたため参照条項の改正を行うものでございます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。改正条例の附則でございますが、施行期日を令和7年4月1日としたいものです。ただし、附則第2項の経過措置につきまし

ては、公布の日から施行したいとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 10 ページの第 18 条の 3、勤務環境の整備に関する措置というところで、加えられましたが、(1) の研修の実施、(2) の相談体制の整備、(3) の勤務環境の整備に関する措置とありますけれども、これは 4 月 1 日以降に施行となると、令和 7 年度の当初予算の中でこういう関係の費用も当然見込まなければならないわけだけれども、こういう費用というのはどのくらいを見込んでいるのかということをお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 費用が必要となるものについては、例えば研修の開催ですとか、周知の方法ですとか、そういったものが考えられるところがございますが、研修につきましては一定程度の金額を既に当初予算のほうに盛り込んでおりますので、その中で工面しながら工夫してやっていきたいと考えております。周知についても同様でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 少し伺いたいのは、世の中はレアケースがたまに起こるわけです。そのレアケースにこれほどまで対応しているかということで、晩婚化が進んでいくと育児と同時に介護が同時多発的に発生してしまうようなケースに、今回のものはどれだけ対応できるのか。それを少し伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、これは職員からの申告によるものということになりますので、その申告があった時点で、例えば介護休暇はこうだとか、育児休暇はこうだというようなことを四角四面に当てはめるのではなく、その職員が勤務できる形としてどのようなことがあるのかということ相談を受け、それを聞き取り、こういう勤務の仕方ができますということと一緒に考える姿勢が大事だと思っております。レアケースですのでいろいろなケースがあると思いますが、一つ一つ丁寧に対応しながら、その職員に合った働き方を考えていきたいというふうに考えております。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。今の説明で安心したのですが、今の働き方という部分でいったら、在宅もその範囲内に含まれるということでもよろしいでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 国ではそういったところも踏まえて考えているようですので、また地方公務員のほうに示されましたら、それに対応してまいりたいと考えております。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 18 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 19 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 19 号議案についてご説明申し上げます。12 月定例会におきまして、人事院勧告に基づく給料表や期末勤勉手当の支給割合などについて、南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正をお諮りしたところでございますが、本議案は人事院勧告のうち令和 7 年 4 月 1 日から施行する給料表及び扶養手当、通勤手当、住居手当などの支給要件に関して所要の改正をお願いするものです。議案が非常に長くなっておりまして、25 ページまでが改正条例の本文、それに続きまして 45 ページまでが附則となっております。

それでは、47 ページにございます新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係は、南魚沼市職員の給与に関する条例の改正でございます。令和 6 年度の人事院勧告に準拠し、条例中の手当及び給料表の改正を行うものです。

第 8 条第 2 項の改正は、扶養手当について配偶者に係る手当を廃止して号を削除し、以降の号を繰り上げるものです。第 8 条第 3 項の改正は、扶養親族に係る手当を満 22 歳に達するまでの子については、1 人につき 1 万円を 1 万 3,000 円に増額し、それ以外の扶養親族については現行どおり 1 人につき 6,500 円とするものでございます。第 8 条第 4 項は、文言を整理するもの。第 8 条第 5 項は、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他必要な事項は規則で定めるとするもの。

48 ページをお願いいたします。第 9 条は、新たに職員になった者に扶養親族がある場合など、その旨を任命権者に届け出る規定については規則で定めることとなるため、条例からは削除とするものでございます。

49 ページをお願いいたします。第 9 条の 4 は、住居手当に関する配偶者の定義について、いわゆる事実婚を加えるものでございます。第 10 条は、通勤手当に係る規定で、第 1 項は交通機関の定義の範囲をこの項から第 3 項までと規定していたものを、この条までと改正をす

るものでございます。

第10条第2項は50ページのほうに行きまして、第1号及び第3号は、通勤手当の上限額について第5項を追加して規定するので、その金額の定めを削るものでございます。第10条第3項は、規則で定めるとしていた基準に関する規定を削除するものでございます。第3項第1号は、通勤手当の範囲に特別料金等を加え、第5項で通勤手当の額を規定するため、算出方法に関する規定を削除するものでございます。

51ページをお願いします。第10条第4項は、通勤手当の額の算出について、新たに職員になった者が新幹線、鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常とする者について適用に加えるものでございます。第10条第5項は、通勤手当の上限額について、運賃と特別料金の合計額が15万円を超える場合は15万円とすると規定を加えるものでございます。第6項は、それによる繰下げでございます。第10条の2は、単身赴任手当に係る規定で、第3項は新たに職員となった者で、父母の疾病などやむを得ない事情で配偶者と別居し、単身で生活しなければ通勤が困難と認められる者に単身赴任手当の支給を可能とするものでございます。

52ページをお願いします。第16条の4は、管理職特別勤務手当に係る規定で、第1項は文言の修正。第2項は、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を午前0時から午前5時としていたものを、午後10時から翌日午前5時と対象範囲を拡大するものでございます。第3項は、第2項に規定する時間に勤務した管理職員は、区分に応じて管理職員特別勤務手当の額に100分の150を乗じて得た額を支給するもので、これによりその下の第3項第1号から同じ文言を削除するものでございます。

53ページをお願いします。第17条は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外についての規定で、新たに初任給調整手当及び住居手当を支給対象とするため、適用除外の範囲について、第9条の4までとしていたものを第9条の3と改正するものでございます。

附則の次、別表第1の改正は、給料表の改正で、(1)の行政職給料表(1)から公安職給料表、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)について、国に準じて改正を行うものです。これは、国においてはより職責重視及び職務の級の間の数字の重なりなどを改正する改正で、公安職給料表は4級以降の1号級の額を引き上げ、その他の給料表に関しては、3級以降の1号級の額を引き上げ、行政職給料表(2)については、3級以降の引上げに加え、1級についても引き上げるものでございます。給料表が77ページまで続きます。

続きまして77ページをお願いいたします。中段以降が第2条関係で、南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正となります。第2条で、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用短時間勤務職員について、寒冷地手当の支給対象から除いていたものを支給対象とするため、除外規定から削除するものでございます。

定年前という言葉、あるいは暫定再任用という言葉が出てきて、非常に分かりにくくなっておりますけれども、現在、定年が経過措置で伸びておりまして、例えば60歳に達した方が、本当は定年は61歳だといったときに61歳まで勤めるといった場合、60歳を超えて勤めるの

が定年前再任用でございます。そして、その方は特例により 65 歳まで勤められることになっておりますが、本来の定年は 61 歳ですので、61 歳を超えて勤める場合については、暫定再任用という言葉で使われて職員を区別しているというような状況でございます。

78 ページをお願いいたします。第 3 条関係は、令和 4 年の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する条例の一部改正を行うもので、第 4 条第 7 項は、定年前再任用短時間勤務職員について、新たに初任給調整手当及び住居手当を支給対象とするため、適用除外の規定について改正をするものです。第 5 条は、暫定再任用短時間勤務職員にも寒冷地手当を支給できるよう改正するものです。第 6 条は、上下水道部に勤務する暫定再任用職員について、第 7 条は、病院事業部に勤務する暫定再任用職員について住居手当を支給対象とするため、それぞれ適用除外規定を改めるものでございます。

79 ページをお願いします。附則第 7 条関係は、育児休業等に関する条例で、定年前再任用短時間勤務職員について、初任給調整手当及び住居手当を支給対象とするため第 19 条の表中の関係する条項を改正するものでございます。

25 ページに戻っていただきまして、附則でございます。第 1 条は、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日としたいものです。

第 2 条は、給料表の改正に伴い号給の切替えを規定するもので、26 ページの下段からの附則別表によって切り替えるものでございます。

そのページの上段、第 3 条は、切替日前の異動者について不均衡がある場合は、必要に応じて号給の調整ができるように規定するものです。

第 4 条は、扶養手当の経過措置の規定で、令和 7 年度は 22 歳未満の子に対する扶養手当を 1 万円から 1 万 3,000 円ではなく、1 万 5,000 円（当日発言訂正あり）に引き上げる。配偶者に対する扶養手当は 6,500 円からゼロではなく、3,000 円に引き下げて支給するというものでございます。

第 5 条は、通勤手当及び単身赴任手当について、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者に対しても支給できるよう規定をするものです。

第 6 条は、規則への委任。

第 7 条は、新旧対照表 79 ページで説明したとおりとなります。

その下の附則別表は、45 ページまでが給料表の号給の切替表となります。先ほど新旧対照表の中で給料表の切替えが出てまいりましたが、給料表が改正になっても、切替表によって元いた給料月額のところに戻るといったような切替表となっておりますので、4 月 1 日から職員の給料が給料表の改定によって変わるということではございませんので申し添えます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか……（何事か叫ぶ者あり）

総務部長。

○総務部長 失礼しました。25 ページの説明のところで、改正条例の附則のところです。第4条の関係で、私は22歳未満の子に対する扶養手当を令和7年度は1万円から1万1,500円と言ったつもりが、発言の中で1万5,000円と申し上げておりました。正しくは、令和7年度については、22歳未満の子に対する扶養手当を1万円から1万1,500円に引き上げることが正しかったので、訂正いたします。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第19号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第11、第20号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第20号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年度の地方税法の一部改正のうち令和7年4月1日から施行される部分について条例を改正するものです。

改正内容は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、対象となる者のうち私立の専修学校・各種学校の設立法人について、それを規定している私立学校法に改正がありまして条ずれが起きたため、これに合わせて税条例の該当条文の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。3ページです。第44条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けることができる資産の用途と、それを使用する主に公益的な法人の範囲を定め、その申請について規定しておりますが、専修学校・各種学校の設立法人を規定している私立学校

法が改正され、それら法人を規定する条が第 64 条第 4 項から第 152 条第 5 項に条ずれをしたため、それに合わせて引用している条を改正するものです。対象や内容の変更はありません。

1 ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。施行期日を令和 7 年 4 月 1 日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 20 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 21 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 21 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、平成 30 年度以来となる国民健康保険税率の改定についてであります。具体的な条例改正の内容をご説明する前に、これに至った経緯をお話いたします。

平成 30 年度には、国による国民健康保険制度の大改革がありまして、財政運営の主体がそれまでの市町村のみの形から都道府県を単位とすることにまとめられました。それにより財政基盤の安定化が図られたほか、多額の国費の投入や支援金制度の拡充が図られ、これらの効果から、当市においては国民健康保険率を若干引き下げる改正ができました。

しかし、その後はこれまでの間に医療の高度化や薬価の上昇、診療報酬の改定の影響などにより、1 人当たりの医療費が大幅に上昇し、これは例えば 4 年前の令和 3 年度と比較して——令和 7 年度の見込みですが、4 年間で 39.2% 増の見込みとなっています。

その一方で、国の制度としての被用者保険の拡大による影響や被保険者の高齢化による所得の減少などにより、国民健康保険税収入のほうは、同じく令和 3 年度と比較して令和 7 年度を現行税率で見込みますと約 20% 減の見込みとなるなど、歳入歳出に不均衡が徐々に生じ、

少しずつ国民健康保険財政の悪化につながってきておりました。そうした際に頼りにしておりました支払準備基金につきましては、例えばコロナ禍には受診控えやその反動などの大きな波がありましたけれども、その際には基金からの約1億1,000万円の補填によりまして対応いたしました。

また、令和6年度予算では、当初予算で立てた想定よりも被保険者全体としての所得がやや減少したこともありまして、年度途中で国民健康保険税収入が不足する見込みとなり、さきの12月補正予算において基金からの繰入金を約7,800万円に増額して対応させていただいているところであります。これらによりまして、支払準備基金の残高は令和6年度末で8,300万円程度にまで減少する見込みとなっております。

今後の数年間を見通した場合にもこうした傾向は続くことが見込まれ、令和7年度の予算編成においても歳出の見積りに対して歳入が約1億2,000万円以上と大幅に不足する見込みとなりました。基金も残額が減少しておりほかにその補填財源がないということから、令和6年分所得について今ちょうど申告期間中でありまして未確定の段階ではありますが、この時点でやむを得ず国民健康保険税率の見直しにより対応せざるを得ないと判断したところであります。

そこで、参考となる県が例年示す標準税率があるのですが、参考である県の標準税率のほか3とおりの、計4とおりの改定案について試算し、それぞれ検討してまいりました。そのうち上昇率としては当然できるだけ抑えることを念頭にして、また、応能・応益の比率の均衡などにも配慮しまして、国民健康保険会計予算の編成が何とかできるようにしてということで改定案を固め、このたびの条例改正に至ったものであります。

これらの経緯と改定案の4案などは、令和7年1月21日の社会厚生委員会の閉会中審査においてご報告を申し上げておりました。今回の条例改正案はその際にご説明した改定案と同じものになります。またその後、令和7年2月20日の南魚沼市国民健康保険運営協議会においてもこれについてご説明申し上げ、税率を改定せざるを得ないということ、及び改定案についてご了解をいただいたところであります。

では、具体的な条例改正案につきまして、議案に添付をさせていただきました参考資料で説明いたします。1の被保険者にかかる課税額の表について、左の欄に基礎分——これは医療分——後期支援分、介護分と別れております。それぞれ所得割額、均等割額、基礎分には世帯平等割額があります。それぞれの現行税率と額、あと太枠で囲んだ改定税率と額、さらにその右には増減がありまして、一番右の欄は該当する条例の条項となっております。

基礎分の所得割額のところ、現行の5.87%を7.50%に、均等割額を2万1,500円のところを2万9,000円に引き上げ、平等割額は据置きをいたします。後期支援分の所得割額は2.55%を3.00%、均等割額は1万4,500円を1万8,500円、介護分の所得割額は1.97%を2.70%、均等割額は1万4,700円を1万9,000円とそれぞれしたいものです。なお、金額は全て年額になります。

また、均等割額を改正するということから、次の2の表と3の表、低所得世帯の均等割額

減額、未就学児の均等割軽減額もそれぞれ改正になります。2の表、低所得世帯にかかる均等割額の軽減について、太枠で3列囲んでありますが、改正後、3列のうち一番左側の列、軽減前税額は、今ほど1で説明した引上げ後の均等割額2万9,000円、1万8,500円、1万9,000円と記載してありまして、中央の列は軽減をする額——7割、5割、2割の軽減する額が入っております。そしてその右に差し引いた軽減後税額bを記載しています。

その右の増減欄bマイナスaには、改正前のところの軽減後税額aとの差引額を記載しています。例えば1番目の7割軽減の世帯の場合であれば、それぞれ2,250円、1,200円、1,290円、合わせますと均等割の年額で4,740円の増となるということになります。

続いて3の表、未就学児均等割額の軽減についてですが、未就学児につきましては、均等割額が2分の1に軽減になる制度であります。かつ、上の2の表で7割、5割、2割の軽減を受ける世帯につきましては、その軽減後の均等割額からさらに2分の1に軽減されます。太枠の改正後の中一番左の列には軽減前税額、上から7割軽減世帯、5割軽減世帯、2割軽減世帯、軽減なしとそれぞれ世帯ごとの均等割額が記載されておりまして、その2分の1の額が軽減後税額になります。増減のbマイナスaには、改正前の軽減後税額aとの差引額を記載しています。

以上のように、それぞれの表で増減欄をお示ししているとおり、所得に応じた軽減額や未就学児に係る軽減はありますが、ほぼ全ての項目で率を上げ増額させていただき改定となりました。

議案の本文及び新旧対照表につきましては、ただいまこの資料でご説明した内容がそれぞれ改正分に反映されたものとなっておりますので、個々の条文の説明は省略させていただきたいと思っております。

議案の2ページをご覧ください。改正条例の附則であります。附則の第1項は、施行期日を令和7年4月1日とするものです。

第2項は経過措置の規定で、令和7年度以降の国民健康保険税について適用するものです。

日常生活の中でも大変多くの面で物価高騰が続いている中、心苦しいところではあります。国民健康保険制度の安定運営と健全財政のため、やむを得ず税率を改定させていただくものです。何分にもご理解をお願いいたします。

また、今定例会に上程しております令和7年度の国民健康保険特別会計予算案につきましては、この税率改定を含めた試算による予算案としておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わる……

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第21号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論に参加します。

本議案は、2025年度の国民健康保険税を引き上げるものです。この改定により新年度の保険料は、医療分、後期支援分、介護分を合わせて、所得割の税率では10.39%から13.2%へ実に27%もの増税になります。また、均等割の合計は5万700円から6万6,500円と、率にすると31%もの増税となります。全体でも3割近い引上げであり、物価高騰に苦しむ市民には耐えられない負担です。

本議案に反対する第一の理由は、高過ぎる国民健康保険税をさらに引き上げるからです。国民健康保険税はどの医療保険よりも高く、この場所でも度々指摘していますが、協会けんぽの保険料と比べても約2倍の保険税負担となっています。国民健康保険への加入者は減少しています。加入者は高齢者、障害者、無職の人や自営業、非正規雇用などの社会保険などへの加入が難しい人で構成されています。低所得者が多くこれ以上の保険料負担増を行うべきではありません。

反対する第2の理由は、国民健康保険税を引き上げない努力はもっとできたと考えるからです。国民健康保険の都道府県化以前に行われていた法定外繰入が行われなくなり、保険税の上昇につながっています。法定外繰入を行ってでも保険料の負担増を抑制すべきです。多くの基金残高を抱える南魚沼市です。市が必要額を繰り入れれば、物価高騰に苦しむ国民健康保険加入者に新たな負担を押しつける必要はありません。市として法定外繰入を行い、保険料引上げを回避するか、引上げ幅を抑制することはできたはずです。

反対する第3の理由は医療を受ける権利が保障されない人が増える可能性があるからです。現在、保険料を払うことができず、資格証が発行されている世帯は40世帯で、今回の引上げによって保険料が払えない人が増え、資格証の発行の増加が懸念されます。保険料が払えない世帯が10割の診察料を払って医療を受けることが難しいことは明らかです。

反対する第4の理由は、子供の保険料軽減を拡充していないからです。国民健康保険だけが収入のない子供からも保険料を徴収しているため、子供が多い世帯ほど保険料が高い不公平な仕組みです。未就学児の均等割額が半額に減額されていますが、その対象は僅かで対象拡大は待たなしの課題です。しかし、今回の改正にはその拡充がありません。少子化対策と言いながら、こうした子供への不公平な負担を解消する努力は全く不十分です。

以上、4点を指摘して、私の反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 21 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで昼食のため、休憩といたします。再開を 13 時 20 分といたします。

〔午後 12 時 04 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 日程第 13、第 22 号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 22 号議案についてご説明申し上げます。本議案は目的外使用ができる行政財産について、名称の変更と新たに使用料を徴収する施設を追加したいことから、条例の一部改正を行いたいものです。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。別表の 1、庁舎関係の表では、現在、本庁舎の 302 号室は、302A 会議室と 302B 会議室とに仕切って利用されております。また、303 会議室は現在、委員会室という名称となっております。現状の会議室の名称に合わせるために、改正案のとおり名称を改めたいものでございます。なお、委員会室につきましては、議会の関係で急な使用もあることから、目的外使用ができる施設としないこととしたいものです。

続きまして別表の 2、教育財産関係では、学校のプール施設について市外の団体などからもこれまで利用されてまいりましたが、使用料の規定がなく無償としてきました。利用には経費相当分の使用料を負担していただくことが適当だと考えたことから、利用希望のある屋外 50 メートル規格の塩沢中学校と大和中学校のプールについて、新たに使用料を規定したいものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、改正条例の附則となります。施行日を別表の 1、庁舎関係の規定は公布の日から、別表の 2 の規定は令和 7 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 ここに今規定されて、今度 7,500 円、1 万 5,000 円となるのですが、市外

からの利用はどれぐらいあるのかということ、この条例をこうしたときに金額的に幾らぐらい市のほうに入ってくるのかというのを教えていただければと思います。あと、地元で借りる人は、大人はこれを借りないと思いますので、子供が借りるのかというふうに思いますけれども、市内の子供たちが借りるときは、こういう規定がないようにできるものなのかどうなのかということを質問させていただきます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 では、使用の状況です。令和6年度の夏の期間ですが、延べ20日間の使用実績がございます。内訳は4団体です。内容とすれば、中学校体育連盟の練習だとか、あとは市内の民間の南魚沼市水泳協会MSAですとか、あと市外のスイミングクラブも借りている実績がありますが、そこも地元の選手も一緒にやるということで貸しているという実績があります。

では、20日間ということですので1万5,000円で、皆さん1日使ったと計算すると大体30万円ぐらいの見込みになるかと感じています。

市外・市内の減免とかの関係ですと、市内の団体でそれが公に近い使用であれば、この条例の中の第8条で減免規定がございますけれども、公用もしくは公共用または公益の用に供すると市長が認めたときは、減免または免除することができるという条項はありますので、その使用の状況によっては、減免される可能性はあるかと感じています。

以上です。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1番目の質問は分かりました。2番目の質問で、部活動が地域移行になることによって、部活動ではない名前になってくる可能性があると思いますが、それは第8条の規定の中に考えられるものであれば、そういうことが考えられるのかということ質問させていただきます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今度、部活動が地域クラブに移行していく段階で、認定の地域クラブになった場合は、ほかの競技もそうですが、学校の部活動で使用しているとき以外の例えば体育館ですとか、ここでいえばプールを使用するときは無料で借りられますという仕組みを今つくったところがございますので、地域クラブの使用であれば使用料はいただかないということになると思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点になるかと思います。プールの使用料の中に、多分水を張るときの水道代も入っていると思うのですが、入っているか入っていないかのところが1点。

それともう一つ、前にもあったのですがけれどもプールの水を入れっぱなしにしている、あふれかえったという事件がいろいろ世間でもあったのですがけれども、例えばこのプールを使用していてそういう事態があった場合に、そのときは補償はどういうふうになされるかとい

う点について、規定があるのかどうかをお聞かせ願います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の水道代の件です。プールに水を張りますと循環をさせますし、その都度、水を張るわけではないので、使用があろうがなかろうがプールはそのまま一定の水量を保たれているという状況です。この使用があるからプール一杯分の水を新たに使うということではありませんが、使用料を決めるに当たって、ポンプの電気料ですとかあとはプールの薬剤代——塩素代ですけれども——というのを積み上げて、この金額にしております。プラス当然、プールの水はそのままではなく、循環の分の出し入れがありますので、その分は水道代を加味してこの金額とさせていただきます。

2点目の、事故があったときの責に関してですが、こちらについてはその状況にもよりますけれども、意図的であるとか悪意があるか、その事故の状況によって相手方との協議になるかと考えています。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 そうすると、今の教育部長の説明でいかれると、プールはふだん水を張っている時期しか貸さないということで、例えばですけれども、急に9月とかに途中で貸してくれなどという話があった場合は、ちょっとご遠慮願っているという状況なのか。例えば、寒中水泳大会を開きたいなどという話があったり、まあ極論ですけれども、そういう場合はお断りしているということで考えてよろしいですか。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 学校のプールにつきましては、開設をする期間を保健所に届けて開設をすることとなっております。ですので、その期間の中で貸すことができる日において使用を許可するということになっておりますので、設置期間外にそういう協議が仮に上がってきたとしても、それは対応できないというふうな回答になると思われま。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第22号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 23 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 23 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本議案はこの条例中、手数料を徴収する事項について定めた別表のうち、別表第 1 と別表第 4 を改正するものであります。

まず、3 ページ、別表第 1 であります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行されまして、今後、地域農業の将来の在り方を示した地域計画を作成することになりました。契約も新潟県中間管理機構に一本化されます。一方で、2 年間の経過措置が設けられたことから、これまで従来の農用地利用集積計画に係る嘱託登記を行ってまいりましたが、この経過措置の期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって終了するということになります。そこで、3 ページの新旧対照表を見ていただきますと、この別表第 1 の表中、35 の農用地利用集積計画に係る嘱託登記の項を削除するというものでございます。

続きまして、別表第 4 につきましては、介護サービスを提供する事業者のうち、介護保険の適用を受けるサービスを提供する事業者を指定事業者としていますが、一方で指定要件を一部緩和した基準による介護サービスについては、基準該当サービスとして市が必要と認めた場合は、基準該当サービスを提供する事業者の申請によって登録をして、保険給付の対象とすることができます。この基準該当サービスについては、手数料徴収条例に定めがないということから、新たに規定をしたいというものであります。

なお、現在この市内には基準該当サービスの実施事業者はありませんが、今後備えて登録及び登録の更新について手数料を規定したいというものであります。あわせて、これまでの表は地域密着型サービスと居宅介護支援などといった手数料の規定について、軽減、免除に関する規定が煩雑になっていまして、それに加えてさらに今回の基準該当サービスを加えますと非常に分かりにくくなるということから、軽減、免除は規則で整理するということとしまして、別表第 4 の全体を改正案の 3 ページから 5 ページにあるように改めたいというものであります。

具体的に申し上げますと、3 ページをご覧くださいまして、改正案で言いますと別表第 4 第 2 条関係、介護保険関係の項、1 指定地域密着型サービス事業者、ここからめくっていただいて 4 ページの中段になります。5 指定事業者までは、現行でいきますと 3 ページの 1 指定地域密着型サービス事業者の指定、次に 4 ページの 2 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新からずっと続きまして、8 ページの 10 指定事業者の指定の更新まで続きます。これを先ほど申し上げた別表第 4 の 1 から 5 までで整理したいというものでございます。

4 ページに戻っていただきまして、改正案の 6 基準該当居宅サービスの事業を行う者から、9 基準該当介護予防支援の事業を行う者までが今回新たに、先ほど申し上げました基準該当サービスに係る項として規定したいというもので、それぞれの基準該当サービスを行う事業

者の登録と登録の更新、及びその手数料の金額をいずれも登録が2万4,700円、登録の更新が8,700円として定めたいというものでございます。

2ページに戻っていただきまして附則であります。第1項、施行期日を令和7年4月1日としたいもの。

第2項では、別表第1で削除した項の経過措置ということになります。

以上で、説明は終わります。よろしくご審議いただきましてご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第24号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 では、第24号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この就学援助条例は、生活保護法に規定する要保護者やそれに準ずる準要保護者、あるいは特別支援学級や特別支援学校に就学する児童生徒の保護者を対象に、必要となる学用品などの経費に対し支援を行い、就学を援助することを目的としております。

このたびは、その就学援助の対象となる経費について、2点を追加・改正するものです。1点目は生徒会費で2点目はPTA会費です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第4条は、対象者の区分ごとに援助すべき対象経費を規定したもので、1号の区分の対象者は生活保護法に規定する要保護者、第2号の対象者は準要保護者、第3号は特別支援学級などに就学する児童生徒の保護者、第4号は特別支援学校に就学する児童生徒の保護者などとなっております。このうち第1号の要保護者と第2号の準要保護者の対象経費について、生徒会費——こちらは児童会費ですとか学級費、ク

ラス会費を含みます。これとPTA会費を加えるものです。

また、就学援助の種別と支給基準を定めた別表ですが、その表中8の項を10の項に、7の項を9の項として、6の項の次に7生徒会費と8PTA会費の2項目を加え必要事項を記載したものです。

1ページに戻っていただき、附則です。この条例の施行は、令和7年4月1日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第24号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第26号議案 南魚沼市塩沢交流広場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 第26号議案 南魚沼市塩沢交流広場条例の一部改正について、提案理由をご説明いたします。

このたび、塩沢交流広場内の休憩所——旧牧之茶屋ですけれども——を解体し、トイレ棟を新築したことに伴い、南魚沼市塩沢交流広場条例の休憩所に係る部分を改正するものです。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧ください。表右側現行の使用料の第8条と、別表第8条関係において休憩所に係る部分を削除するもので、最初に第8条ただし書き中の下線部、次に該当を、左側の改正案のとおり下線部のように電気設備を利用に改める。

次に右側現行の中ほどより少し下、別表（第8条関係）の2交流広場休憩所の表をそっくり削ることにより、1の交流広場電気設備の表のみとなり、1、2と項目で分ける必要がなくなることから、現行の1、交流広場電気設備の項目を左側改正案のとおり削除するものです。

1ページに戻っていただき、附則として施行期日を令和7年4月1日としたいものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市塩沢交流広場条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 27 号議案 南魚沼市農村公園条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 27 号議案 南魚沼市農村公園条例の一部改正についてご説明いたします。

市内には令和元年度から令和 6 年度にかけて国県の補助事業を活用し、各地に 12 か所の農村公園が整備されましたが、当初から 7 か所については地元行政区の管理で、残る 5 か所は市条例において市で管理する公園となっておりました。この 5 か所についても、将来的には地元に移管することとしており、うち雲洞農村公園と両竹農村公園——竹俣になりますけれども、こちらの農村公園の 2 か所については既に令和 5 年 12 月定例会において議決をいただいて、地元行政区への譲渡が終了しているところです。そしてこのたび、姥沢農村公園についても地元行政区及び地権者と遊具等の撤去、それから用地返還についての協議が整ったことから、本条例から削除したいものであります。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。公園の名称及び位置を定めた第 2 条から姥沢農村公園の項を削除します。

1 ページに戻っていただき、附則としまして施行期日は公布の日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市農村公園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 28 号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 28 号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

市民の余暇活動の増進への寄与と、地域観光の振興と発展に資することを目的に設置されている五十沢キャンプ場施設については、平成 29 年度に法人化された一般社団法人五十沢キャンプ場が令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で指定管理者となり、管理運営を行っています。

新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和 2 年度の利用者は、前年度 1 万 5,455 人から 1 万 1,848 人、前年比で 76.6%と減少したものの、その後、被接触の見地からのキャンプブーム等により、令和 5 年度の利用者数は 1 万 3,995 人まで回復いたしました。しかし、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行されキャンプブームが落ち着いたこと、加えてハイシーズンの天候不良などが重なったこともあり、令和 6 年度は 1 万 901 人まで利用者が減少いたしました。

現在、市からの指定管理料は無償で、大きな修繕等を除いては自己採算で運営されていますが、昨今の人件費の増加や燃料費や電気料等の高騰、また多岐にわたる生活用品の値上げ等の影響から、極力経費節減に努めてきたものの採算が合わない状況となっております。そのため、令和 5 年 3 月定例会で施設利用料金の条例改正を一度させていただいたところですが、今回、改めて現在の社会状況・物価動向を踏まえ、さらに今後の事業運営を考慮した中、上昇している物価高騰分の負担について再度、利用者にも応分の負担を求めたいことから一部改正を行いたいものです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3 ページをご覧ください。別表、第 10 条関係の施設利用料金について、現行改正案記載のとおりですが、キャンプ場入場料が中学生

以上で1人200円、小学生以下で100円。オートキャンプ場利用料が一泊、日帰りまた普通車、大型車の別がありますが、それぞれ1台につき1,100円から最大1,500円。テントサイトの利用料は中学生以上で1人450円、小学生以下で400円。その下、森のきりん館利用料が利用時間によりますが、8時間の利用で3,600円、それから1時間で200円、一泊利用で2,000円値上げとなります。それからセントラルロッジ利用料が1日当たり1階で1,500円、2階で3,400円、駐車料金が1日当たり950円の値上げ。

めくっていただき4ページにかかりますけれども、コテージ1棟の利用料金が人数によりますが1人当たり600円から最大1,200円の値上げ。また、日帰りの料金については、今回人数に関係なく1時間1棟当たり1,000円に改正をしたいものであります。

これによりまして、およそ令和6年度利用者数が1万901人と先ほど申し上げましたけれども、その収入に比して約270万円の利用料の増加が見込まれます。こちらについては令和5年度は利用者数が1万3,995人でしたので、こことの比較としては55万円増加するものと見込んでおります。

2ページに戻っていただき、附則としまして施行期日を令和7年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

牧野 晶君。

○牧野 晶君 値上げというのは仕方がないものだと思うのですが、例えばセントラルロッジを7,000円にするのであれば、例えば1万2,000円にするとか、条例をそれ以下で決められるとかのほうは指定管理者もいいのではないのかという思いがあるのです。私の記憶違いかもしれないけれども、前そういうことをちょっと言ったような気もするのですけれども、そういうふうなもの一つの方法ではないのかという思いがあるのですけれども。自由度を、例えばシーズンオフは安くする、シーズンハイは高くすることによって一律ではなくなるので、そういうのも1つの営業のやりやすさにもなるし、利益につながるかもしれないので、そういう視点も大事ではないかという思いがあるのですけれども、そういう改正もまた今後していくべきではないのかという思いがあるのですが。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 おっしゃるとおりのところがあると思います。条例については、今回お決めいただいた料金が上限という形になります。当然、市長の許可の中で金額をそこまで上げる、上げないでいけるのですけれども、そこについては非常に今回、検討したのですが、今回は運営事業者等と話をしてそこに落ち着きましたけれども、やはり令和5年度にも改正をしている経過がありますので、そこについては今後十分検討したいと思っております。

それから、ハイシーズン・オフシーズンのことになりますが、基本的にはシーズンインをした利用施設になりますので、そこについてはハイシーズンの一番混む時期にまた利用料を

上げるかどうかという議論はありますけれども、現時点ではやはり公共性があるものからシーズンを通じての価格ということになっていきますので、これについても必要によっては検討の余地があるかと思っておりますので、心得たいと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 28 号議案 五十沢キャンプ場施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 29 号議案 南魚沼市一般旅券発給事務印紙等購買基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 29 号議案について提案理由を申し上げます。

新潟県では、これまで県へ納付する行政手続の手数料について、新潟県収入証紙条例などによりまして、主に新潟県収入証紙で納付することとしていました。パスポートの取得でありますとか、運転免許証、その他の各種許認可等の申請の際に使用されておりました。

このたび県は、令和 6 年 8 月にこの条例を廃止しまして、令和 6 年の 9 月 1 日からは手数料の納付方法をクレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済、または納付書による金融機関での現金納付に変更をいたしました。収入証紙の販売も同じく令和 6 年の 8 月末で終了し、それ以前に購入した証紙の使用は令和 7 年 3 月末日までとされております。

市では、南魚沼市一般旅券発給事務印紙等購買基金条例に基づき、国の収入印紙及び新潟県収入証紙を先に購入しておきまして、窓口で申請者に販売するという一方で、パスポートの発給手数料として納付をいただいておりますが、このたびの新潟県収入証紙条例の廃止に伴いまして所要の改正を行うものであります。

改正の内容としましては、3 ページの新旧対照表をご覧ください。新潟県収入証紙に係る文言の削除を行うもので、まず条例の題名を変えて、現行の途中にあります、「印紙等購買基金」の「等」を削り、続く第 1 条及び第 4 条の改正は、「及び新潟県収入証紙」や「印紙等」の「等」を削るというものです。

1 ページに戻っていただきまして、改正条例の附則としまして、新潟県収入証紙の使用が

令和7年3月末日までであることから、施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第29号議案 南魚沼市一般旅券発給事務印紙等購買基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第30号議案 南魚沼市石打スポーツ施設条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第30号議案 南魚沼市石打スポーツ施設条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

この条例が制定された経過といたしましては、昭和61年の旧塩沢町時代に新潟県魅力ある観光地づくり事業に採択され、飯土山麓の石打地内に観光振興と市民の健康増進を目的に、多目的グラウンド、こちらは野球場とソフトボール場を兼ねたものを1面、それからテニスコート12面が整備されました。用地は石打生産森林組合及び石打区から無償で貸借していただき、維持管理も無償で石打区より担っていただき、昭和62年に供用開始いたしました。

しかし、平成10年秋の風水害によりテニスコートの人工芝が使用不能となり、翌平成11年に一部補修を行ったものの、クラブハウス棟をはじめとする施設の老朽化もあり、テニスコートについては平成14年以降使用できない状態となっています。また、多目的グラウンドについても新型コロナウイルス感染症の蔓延前までは年間5件程度利用されていたものの、上下水道設備や電気がないこと、またバックネット等の設備の老朽化によりコロナ禍以降は利用者がなく、維持管理も回らなくなっており施設の継続は難しい状況です。

そのため、令和5年度より地元区、生産森林組合また管理を担当する地元観光協会などと施設継続の可否について協議を続けてまいりました。その結果、復旧にも多額の改修費を要すること、利用者数に比して将来的な負担が大きくなることなどが予想されることから、関係者合意の上、石打スポーツ施設を廃止するため本条例の廃止をお願いしたいものでありま

す。

附則としましては、施行期日は令和7年4月1日から施行とします。

なお、今後、土地の無償貸借協定及び維持管理に関する契約は解除し、テニスコートやバックネット等の構築物については撤去を順次行っていく予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第30号議案 南魚沼市石打スポーツ施設条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第31号議案 南魚沼市家畜指導診療所条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第31号議案 南魚沼市家畜指導診療所条例の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

南魚沼市家畜指導診療所は、3町合併以前の昭和42年に南魚沼郡広域事務組合で設置され、以来、湯沢町を含む南魚沼地域の畜産の振興に寄与してまいりました。しかし、全国的に進む人口減少や海外から輸入される畜産物の増加による需要の減少、市内畜産業者の高齢化や後継者不足、さらに新型コロナウイルス感染症の蔓延やそれに続いた原材料費や資材の高騰などにより畜産農家数が減少し、現在は7件、内訳としましては酪農・肉用牛が5件、養豚1件、養鶏1件のみとなっております。また、牛や豚、鶏などの家畜の健康を管理し、診療や治療を行う産業動物獣医師についても高齢化と減少が顕著となっており、令和5年時点で県内で31人、うち当市の家畜指導診療所に1人おりますが、既に定年を迎え任期付職員となっており、この3月で退職する予定となっております。

そのため、市では令和6年度末で家畜指導診療所を閉鎖し、令和7年度以降の診療については新潟県農業共済組合に引き継ぐことで、令和5年度から市内畜産農家への説明も含め関

係者との協議を進め、合意が整ったことから、令和6年度は当市獣医師と新潟県農業共済組合からの派遣獣医師による移行体制での診療を行ってまいりました。

その結果、令和7年4月から完全移行となることから、今回、南魚沼市畜産指導診療所を閉所し、それに伴って南魚沼市家畜指導診療所条例を廃止したいものです。

附則の第1項としましては、施行期日は令和7年4月1日。

附則の第2項としまして、手数料が定められている南魚沼市手数料徴収条例については、一部を改正いたします。

めくっていただき、3ページの新旧対照表をご覧ください。附則第2条関係で、家畜指導診療所に関する別表第2を削除いたします。

1ページに戻っていただきまして、附則の第3項として、関連をいたします(1)南魚沼市家畜病傷初診料徴収条例それから(2)の南魚沼市家畜指導診療所の診療に係る使用料及び手数料条例は廃止。

第4項において、この条例の施行期日前に行われた診療、検査、施術等に係る初診料、それから診療費や手数料に関する経過措置が規定をされています。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第31号議案 南魚沼市家畜指導診療所条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、第32号議案 南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、黒滝松男君の退場を求めます。

〔黒滝松男君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　それでは、第 32 号議案　南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

議案 1 ページをご覧ください。公の施設の名称は、南魚沼広域有機センターです。

指定管理に指定する団体の所在地は、南魚沼市美佐島 1856 番地。名称は、みなみ魚沼農業協同組合。代表者は代表理事組合長井口啓一氏。

指定の期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間です。

指定管理者候補団体の選定経過についてご説明いたします。本施設につきましては、条例設置に規定する指定管理者の業務として、畜産農家、キノコ生産組合並びに堆肥の利用農家などとの堆肥の原材料の搬入元から製造堆肥の供給先までを有機的につなげながら運営する必要があることから、平成 17 年度の設置当初から現指定管理者であるみなみ魚沼農業協同組合が管理運営を担ってまいりました。

近年は、畜産農家の減少や、経年劣化する施設や設備の管理、また燃料や原材料高騰など、環境は厳しいながらも鋭意運営に取り組んでおり、従来の指定管理の実績に施設の特異性も踏まえると、現指定管理者であるみなみ魚沼農業協同組合を継続して選定することが最良と考え、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、第 4 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものです。

計画及び収支計画について説明いたします。4 ページをご覧ください。

1 の指定管理の基本方針につきましては、有機センターで良質な堆肥製造を行うことで、環境にやさしい地域循環型農業の確立、地域農産品のブランド化に寄与すること。また、農家の経営安定化、地域農業の振興に貢献することとしております。

2 の施設の概要では、名称のほか、場所や開設の目的、施設の概要などが記載されています。

5 ページに移っていただき、3 が利用計画で、年間散布見込みを 2 トンダンプで 1,350 台と見込んでいます。

4 が利用料金で堆肥の販売料金、施設の入入れ料金などに分けて記載しています。

めくって 6 ページをご覧ください。5 が収支計画書で、収入支出ともに 1,503 万円を見込んでいます。

7 ページの 6 が団体の概要となっています。

以上で、第 32 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議　　長　　質疑を行います。

3 番・大平剛君。

○大平　剛君　1 点だけお聞きしたいと思います。この計画書の 6 ページですか、収入の部でバラ堆肥が 2 トン車 245 台となっているのですけれども、実際のところ配達料が六日町、

塩沢、湯沢それぞれ別途かかるのですけれども、どの程度であるか各実績等があれば教えていただければと思います。それによって値段も変わってくると思いますので。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず令和6年度の実績になるのですけれども、実際、散布につきましては、大和地域が2,612トン、配達は314トンなのでほとんど自分で取りに行かれていますという形かと思います。六日町につきましては、非常にもう散布量も30トンと落ちていますし、塩沢についてはわずか4トンでありますので、ほとんどの方が大規模農家というかトラックを持っていて、自分で取りに行かれるという状況だと思います。

以上です。

○議 長 20番・小澤実君。

○小澤 実君 指定管理に直接は関係ないのですけれども、せっかくの有機センターであります。南魚沼市をアピールするのに有機物があれば化学肥料も減じられるというようなことの中で、あそこに何らかの書き込み——高速道路を通っても実際は何であるか知らない人がいっぱいいるので、南魚沼市をアピールする部分において何か有機の館であるとかというような、南魚沼市は大いに野菜も米も、ここがまたいいことを作っている場所です的な、それらの考えをちょっとお聞かせ願いますか。

○議 長 農林課長。

○農林課長 有機センターの表示につきましては、私どものほうでも令和7年度の予算の中で実施ができないか検討をさせていただくところですが、高速道路脇ということもございまして、屋外広告物条例の規制の対象になるかと思っておりますので、その辺も踏まえて検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第32号議案 南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 黒滝松男君の入場を認めます。

〔黒滝松男君入場〕

○議 長 日程第 23、第 33 号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、永井拓三君の退場を求めます。

[永井拓三君退場]

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 33 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

認定こども園めぐみ野こども園は、令和 7 年 3 月 31 日で 3 年間の指定管理期間が終了することから、次期指定管理期間について南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会の審査を経て、指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法の規定により議会の議決をいただきたいものです。

なお、認定こども園の運営は、専門性、継続性が求められる業務であり、これまでの公私連携型認定こども園への移行協議を進めてきた経緯を踏まえ、引き続き公私連携への協議と準備を進めたいことから、今回の指定管理者の募集は公募としておりません。

議案の 1 ページをご覧ください。公の施設の名称は、認定こども園めぐみ野こども園。

指定管理者に指定する団体は、南魚沼市六日町 1225 番地 1、社会福祉法人野の百合福祉会で、理事長は、青木秀美氏。

指定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間としたいものです。

めくっていただきまして、3 ページからは事業計画書になります。さらにめくっていただきまして 4 ページ、1 として施設管理の基本方針がこちらにあります。

続いて、2 として施設の概要がございます。

続いて 5 ページには、3 として利用計画、年間の入園児数の見込み等がございます。

4 が年間の行事計画ということになります。

さらにめくっていただきまして、6 ページには 5 として収支計画書。

7 ページには 6 として団体の概要が記載してございます。団体の概要は 8 ページまで続きます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 指定管理に委託するという方向についてはどうのこうのはないのですが、この受けていただいているところです。まだ市が開設した当時でありますと、確か定員 90 人で開設をして、現在は定員 60 人というふうになっておりますし、5 ページの利用計画、令和 7 年度の見込みを見ても毎月 50 人程度の子供たちで、保育士が 17 人と非常に恵まれた保育園ではないかというふうに思っています。それでも六日町の街中には 3 つほどあるわけですが、けれども——公立を入れて 4 つあります。やはり子供の数が減ってきている中で定数も 60 人に下げてきましたが、これを今後、未満児のほうについて強化をしていただくという方向で、

増やしていってもらおう。未満児をもう少し多く受け入れていただくというような方向での話というのは、どの程度進んでいるのか伺います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 未満児の受入れについてでありますけれども、公私連携に向けての協議の中でも当然人数が少なくなっているということで、受入れの法人についても今後も拡大をしていきたいという意向を持っているというところは確認をしておりますけれども、入園するかどうかということは、また保護者の方の判断という形になりますが、法人としては受入れをしていきたいということで、意欲を持ってお話をいただいたということで承っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることに……

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今のところとちょっと関連するのですが、1点お願いします。最初の説明だと公私連携を念頭に置いて1者のみというようなことだったのでありますが、この指定期間が3年となっているのですが、公私連携の協議というのは引き続き行っているのだと思うのですが、その目途ですね。どういうふうなスケジュール感でこの公私連携を進める、または民間のほうに移行するみたいな、スケジュール的なことがあったらちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 これまでも3年間、協議をしましてまいりました。かなり公私連携までいこうということまではもう話ができているのですが、令和7年4月1日でちょっと間に合わないような形で、法人の意向としてもそちらを前向きに考えているということです。私どもも令和8年の4月か、令和9年の4月か分かりませんが、そうした形で移行できるのではないかなというような経過にはなっておりますが、まだいついつからというふうにこちらで申し上げる段階までにはなっておりません。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。分かりましたが、一応3年間ということになっているのですが、今の答弁だと令和8年もしくは令和9年にそういう方向に話がまとまれば、その指定期間内でもそういう方向に移るといような解釈でよろしいのですか、というところだけお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 そのとおりであります。私立側に持っていけるときがあれば、その期間内でも行いたいというふうにございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 33 号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 永井拓三君の入場を認めます。

〔永井拓三君入場〕

○議 長 日程第 24、第 34 号議案 上町小規模保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、目黒哲也君の退場を求めます。

〔目黒哲也君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 34 号議案につきまして提案理由を申し上げます。

令和 6 年 12 月定例会で議決をいただきましたとおり、令和 7 年 4 月 1 日に小規模保育事業として上町小規模保育園を新たに設置いたします。

このたび南魚沼市公の指定施設指定管理者選定審議会の審査を経まして、指定管理者の候補者を選定しましたので、地方自治法の規定によりまして議会の議決をお願いするものです。

なお、小規模保育園はゼロ歳から 2 歳児の利用が基本となりますが、現上町保育園からの継続園児の対応ということで、利用希望の聞き取りを行ったところ、兄弟児での利用希望もあったため、3 歳以上児も継続利用できるということにいたしました。これらの入園希望状況を考慮しながら、また専門性、継続性を重視したいことから、今回の管理者は上町保育園から継続として公募等はしておりません。

議案の 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、上町小規模保育園です。

2、指定管理者に指定する団体は、南魚沼市余川 1519 番地の学校法人里咲学園で、理事長は羽吹宏幸氏。

3、指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

めくっていただきまして、3 ページから事業計画書になります。さらにめくっていただきます。4 ページからは、1 施設管理の基本方針。2 として施設の概要。3 が利用計画で見込

みの園児数になります。5ページに移っていただいて、4の行事計画、年間の計画でございます。めくっていただきまして、6ページが5収支計画書ということになります。7ページが団体の概要ということでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 指定管理先と指定管理期間について3点伺います。まず1点目ですけれども、18年間も公設民営として管理運営を行ってきて、今後についてもノウハウを生かして「自分の力でやりぬく子ども」ということでやっていくということです。上町保育園は19人の定員だと73.7%の充足率ですけれども、施設のほうの認可定員110人で計算すると12.7%です。六日町こども園は32%。六日町地域には6つの保育施設があるのですけれども、この里咲学園がやっている施設については極端に充足率が低いのですが、そういったところは指定管理先として考えるときに、どのように考えて公募せずに里咲学園にしたのかというところをまず1点目で伺います。

2点目ですけれども、4ページのところに令和7年度の入園見込数があります。それで今ほども説明がありました継続園児がいますから、5歳児が6人です。14人の中に5歳児が6人、そして新規はゼロ歳児と1歳児の2人ずつ計4人です。社会厚生委員会の説明の中でも途中入園の未満児とかを受入れられるようにするのだということではありましたが、3年間指定管理をしても今後またずっと続けていけるのかどうか心配なところなんです。19人の定員に対して充足率がどのぐらい下がったらどうするというようなことを考えているのかどうか。ほかの保育施設については56%ということですが、ここは小規模ですのでその辺はどういうふうにするのか2点目。

3点目です。未満児保育の受入れは十分に受け入れられていないのですけれども、ただ、それは地域ごとにより差がありまして、六日町地域に1か所で、ここが小規模保育園として未満児の受入れをやっても、全体の問題の解決にはならないということは再三答弁をいただいているところであります。それで、先ほど来ありますように、公私連携を進めるということでもありますけれども、この3年間という指定管理ですが、公私連携を進めていく中でその協議はどうなっているのか。3年間の指定管理期間が必要なのかどうか。また、継続できるのかということも心配でありますけれども、この期間についてもどのように考えて3年間なのか伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、最初のご質問の指定管理者としてどうかということだと思います。私どもがいろいろな保育園を含めて、いろいろな調査もしますし、保護者からご意見をいただくこともございますが、特段この指定管理者に問題があって指定管理を任せられないといったような判断ではなくて、指定管理として業務をしていただけるというふう判断をしたも

ので、今回の管理者の指定ということになっております。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず2点目のところで、充足率が下がった場合この施設はどうするかということだと思います。通常の保育園ですと56%を下がった場合、統合等を検討することで計画には記載をさせていただいておりますが、小規模保育園については記載がないわけですけれども、率だけで統合、廃園だとかそういうものを検討するものではないというふうに思っております。

ある程度の人数、今ですとゼロ歳児と1歳児が2人ずつで4人ということですが、4人になったから閉めるとそういうことではなくて、なるべく継続をしていきたいというふうに今のところ考えております。

3点目の今後の指定管理について、公私連携という形で進めてきてはおりますけれども、現在はこの上町小規模保育園については、まだ公私連携への移行という形での協議は進めておりません。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 先ほど指定管理先としてきちんとやっていただける、任せられるという判断でそうなったところを伺いましたけれども、この施設自体は認可定員が110人になっているのです。それで、令和7年度は14人です。その後の人数がどうなるか見通せない中ですが、これだけの建物を約10分の1のような人数で使っていく中で、経費が当然かかると思います。その辺は6ページのところに水道料、電気料とか書いてありますけれども、そういったところは施設の中の使う範囲を限定するといったようなことをして、経費削減にもつなげて運営していくというような話があるのかないのか、ということも伺います。

あと、六日町地域につきましては6つの保育園がありまして、社会厚生委員会のほうの説明では充足率56%を下回る園が公立8園、公設民営で2園ある。そして、適正配置を加速するというふうに説明していたわけですが、先ほど公私連携のほうも、まだ協議が始まっていない、整っていないというような話でした。もう少しそれはきちんとやらなければいけないのではないかと思います。その辺は先ほどありましたように、期間についてこの3年間の中でちゃんと公私連携に移る見込みが見えているのかどうか、再度伺います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目であります。これからまた細かな協議をまだまだするところもあると思いますが、そういった使用の仕方も当然あり得ると考えております。

以上です。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2点目の、公私連携に移行の協議ですが、今のところはしていませんが、運営ということで考えれば、団体のほうでこれを公私連携として施設または運

営を引き受けて、このまま自分たちでできるのかどうかという判断もしていただかなければいけないことだと思います。この3年の間でどういうご判断をされるか、また我々からそういう提案ができるかどうかというところでも今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今回の施設の指定管理ですけれども、先ほどから出ているように施設自体は100人を超えるような大規模な建物になっていて、そこで基本方針を見ますと、平成19年から18年間この団体が保育所の運営、指定管理を行ってきたという中で、園児がどんどん減ってきていた状況というのがあったと思うのです。そういう中で、この法人がノウハウを生かして今度は新たに小規模保育をやっていくということです。今までのように縮小傾向がどんどんと続くということは、大変好ましくない状況だと思っているのです。ここで新たに小規模保育園に用途を変更して始めるわけですから、今までのような傾向を今度は小規模保育園にすることによって、保育も含めてどういう取組といいますか、地域の状況も含めて進めて——園児の需要があるからこういうのをやっていくのだと思うのですけれども、需要拡大に努めていくのか。そこら辺が今までのノウハウだけでなく、やはりここで何かあるだろうと思うのです。

先ほどゼロ歳児が2人、1歳児が2人で4人でもやめるということではなくて、なるべく継続という話もありましたけれども、全体を見るとやはりこれだけの施設の中で、市も公私連携を基本的には進めるということで、全体保育を行っていくということですから、その中の位置づけとか、小規模保育園にしたことで、こういうことで意義があって援助も増えていくとか、ここで少し変わったことによる運営方針というか、その辺の新たな取組、位置づけがあらうかと思うのですけれども、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 その内容は、12月定例会のときに小規模保育園を今回どうして条例として上げたかということで説明をさせていただいたところとかぶるところがあると思います。園児が減ってきているのは、市内全域特にそうですし、考え方として公の部分での保育園の人数の調整とかも当然必要になってきて、法人の力をまた發揮していただいて、市内のほうは比率に持っていこうということがこれまでの流れだと思います。その流れからは全く考え方としては変わっておりません。以前にも申し上げましたが、今回、小規模にしたことで途中入園の未満児を受け入れるところがなかなか難しいといったところを、何とか受け入れていただけるような施設をぜひ運営してもらいたいという思いからこの条例を上げて、今回、継続性も含めて上町小規模保育園の運営を委託しているというところでございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、需要のある未満児保育といいますか、そういった部分を今後ここが担って数も増えていく見通しを、一定程度持っていらっしゃるという

ことよろしいでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 年度途中でどれぐらいの未満児の方々が希望されるかということは、はっきり言ってまだ分からない部分が当然あります。もちろんこちらの小規模園だけではなくて、ほかの園でも受け入れているところがございます。自分の家の近くとか、勤務先とかそういうところで、ここではないところを当然選ぶ方もいらっしゃるかもしれません。ただ、それでも受け入れができない園があると思いますので、そういったところがあればぜひここで何とか受け入れたいというところがございますので、何人ぐらい増えるとか絶対いっぱいになるなどということは、そもそも途中入園の未満児がどれぐらいいるかというのは、なかなか難しいところがありますので、今ここではちょっと申し上げるところは難しいと思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞かせ願いたいと思います。先ほどのちょっと田中議員の質問に出てきたのですけれども、やはり普通の保育園から小規模保育園になったので、かなり敷地も含めて建物の面積があるのですけれども、空いている部分を何かほかのことに活用するとかそういったことは、法律上というか条例上なのかもしれませんけれども、できるのかできないのか。要するに保育園以外の用途で運用できる要素があるのかないのか、そのところを教えていただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 どういった事業をするか、そういった用途によっては認められるものがあるかもしれませんが、こういう事業だったらできるというというのが今ここではちょっと申し上げることはできません。そういった活用方法も考えられるのかということでございますので、私どもが考えていける範囲があれば考えてみたいと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第34号議案 上町小規模保育園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 目黒哲也君の入場を認めます。

〔目黒哲也君入場〕

○議 長 日程第25、第35号議案 市道の路線認定について、日程第26、第36号議案 市道の路線変更について、日程第27、第37号議案 市道の路線廃止について、以上3議案を一括議題といたします。3議案を一括して提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、まず第35号議案 市道の路線認定について提案理由をご説明いたします。今回の市道の路線認定は、6つの路線について道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1ページの表をご覧ください。6路線ともに種別のその他市道に認定したいものです。それでは、個別に説明をいたします。

めくっていただいて3ページをご覧ください。図面番号1、今町新田7号線です。この路線は開発により整備された路線で、開発区画全てに住宅が建っており、今回、地元行政区からの要望があり、地域住民の生活に欠かせない道路として認定するものです。認定する路線の延長は45.8メートル、幅員は5メートルから6.2メートルとなります。

続いてめくって4ページをご覧ください。図面番号2、栄町住宅2号線です。この路線は旧越路荘跡地の開発により整備された路線で、開発区画10区画のうち6区画に住宅が建ち、公共性が高まったことにより、これも地域住民の生活に欠かせない道路として今回、認定するものです。認定する路線延長は96.9メートル、幅員は6メートルで隅切りなどでは12メートルとなります。

続いて5ページをご覧ください。図面番号3、欠ノ上油田1号線です。この路線は国道253号八箇峠道路の工事用道路として建設した路線であり、今後も八箇峠トンネルの管理に必要な道路として認定するものです。認定する路線延長は185.5メートル、幅員は5メートルから10メートルということになります。

続いて6ページをお願いいたします。図面番号4、館東線です。この路線は地元行政区からの要望によるもので、袋小路ではありますが回転場を地元で確保し、市に寄附することにより認定基準を満たすことから、今回、地域住民の生活に欠かせない道路として認定するものです。認定する路線の延長は45メートル、幅員は5メートルから9.5メートルとなります。

続いて7ページをご覧ください。図面番号5、樋渡東西線側道3号線です。この路線は1級市道樋渡東西線の管理に欠かせない道路として、隣接する1級市道片田八箇線の枝線とし

て、令和4年3月31日付で区域変更と供用開始の告示をしておりましたが、JRより東側一塩沢6分区側ですけれども、そちら側の側道の市道認定構成と合わせ、枝線ではなくその他市道として今回、新たに認定し直すものです。認定する路線延長は44.9メートル、幅員は5.5メートルとなります。

続いて8ページをご覧ください。図面番号6、樋渡東西線側道4号線です。この路線も1級市道樋渡東西線の管理にかかせない道路として、今ほどの路線と同様に枝線として令和4年3月31日に区域変更と供用開始の告示をしておりましたが、JR東側の今ほどの路線と一緒に理由でございますけれども、その他市道として今回、新たに認定し直すものです。認定する路線延長は178.4メートル、幅員は4.8メートルから6メートルとなります。認定については以上となります。

続きまして、36号議案 市道の路線変更について提案理由をご説明いたします。今回の市道の路線変更は、4つの路線について道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1ページの表をご覧ください。4路線について表のとおり変更を行いたいものです。それでは、個別にご説明いたします。

めくっていただき、3ページをご覧ください。図面番号1、芹田4号線です。今回、起点を変更し市道とする道路は、前後の市道と道路付近などはほぼ同一で、消雪パイプも隣接する市道と連続しており、住民生活に欠かせない道路であることから、その他市道芹田4号線の起点を変更し認定するものです。変更後の当該路線は、変更前の延長126メートルに68メートルをプラスして194メートルとし、幅員は5メートルから12.2メートルとするものです。

続いて4ページをご覧ください。図面番号2、後山1号線です。この路線は県道西枯木又堀之内線を起点として同線を交差し、終点部で同線に接続する市道で、個人土改により道路付替えに伴い今回、起点を変更するものです。変後は40メートルの減となり、路線延長を350.8メートルとし、幅員の変更はございません。

続いて5ページをお願いいたします。図面番号3、雷土6号線です。この路線は県の圃場整備事業により道路線形が変更となっており、周辺の市道路線に合わせ、圃場整備区域の範囲外までを市道認定とするため、今回、終点を変更するものです。変更後は90.5メートルの延長減となり、路線延長を45.4メートル、幅員を2.6メートルから5.3メートルとするものです。

続いて6ページをご覧ください。図面番号4、片田八箇線です。この路線は旧町境で路線が分かれており、旧町ごとに市道認定していた路線で、塩沢町側が1級市道と2級市道が混在する1、2級市道片田八箇線で、六日町側がその他市道小栗山片田線となっています。起点側が塩沢町6分区の県道中田塩沢線で、途中、JRを交差し、樋渡東西線と接続。終点が六日町小栗山の県道余川塩沢停車線上となり、県道と県道を結ぶ路線となることで、市道認定基準の第4条第2項第4号に該当することから、今回整理をし、その他市道の小栗山片田線を廃止し、2級市道片田八箇線を延長するものです。

なお、小栗山片田線はこの後の第 37 号議案で廃止するものです。変更後は小栗山片田線の延長分 96.3 メートルの増となり、路線延長を 1,605.5 メートルとし、幅員の変更はございません。

変更については以上です。

続きまして、第 37 号 市道の路線廃止についてご説明いたします。今回、廃止したい路線は 1 路線で、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表に記載の 1 路線について、廃止を行いたいものです。表の小栗山片田線は、先ほど第 36 号議案でご説明したとおり、旧六日町と旧塩沢町の町境までの路線であり、1、2 級市道片田八箇線に統一することから今回廃止をするものです。

めくって 3 ページが位置図と廃止路線延長や幅員などの詳細になります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 3 議案を一括して、質疑を行います。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 1 点だけお聞きしたいと思います。この市道路線認定についてですけれども、市道を認定することによって管理しなければならない消雪パイプの延長が増えるかどうかと、また除雪路線が増えるかどうか。そこだけ一応確認させてください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 何路線かは増えます。増えない路線もございます。消雪パイプをもらわないところもございますので、そこにつきまして今後どうするかということになります。

以上になります。

○議 長 細かい数字はよろしいですか。

○建設部長 細かい数字は、いいですね。はい、よろしくお願いいたします。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 少し確認だけですけれども、第 36 号議案の路線変更です。5 ページの雷土 6 号線ですが、これは点線部分が延長になるということですが、下の表を見ますと変更前の幅員の一番狭いところが 2.5 メートルで、変更後が一番狭いところが 2.6 メートルというふうになっているのですけれども、延長して……（何事か叫ぶ者あり）失礼しました、勘違いでした。ありがとうございました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 3 議案を一括して、討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 3議案を一括して、採決いたします。第35号議案 市道の路線認定について、第36号議案 市道の路線変更について、第37号議案 市道の路線廃止について、以上3議案については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第35号議案から第37号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第28、第38号議案 南魚沼市副市長の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第38号議案であります。南魚沼市副市長の選任について提案理由を申し上げます。

平成24年12月から副市長としてお務めいただきました岡村聡さんが、令和6年12月21日付で任期満了により退任をされました。この間、副市長として多大な尽力をいただけてまいりました。令和6年12月定例会において後任を指名するべきところでありましたが、再任ではないということであれば、副市長の任期は年度の区切りに合わせた方が良いのではないかと私の思いもありまして、その際、少し熟考する時間をいただきたいというふうに申し上げたところであります。

このたび、岡村氏の後任として議案にありますように、南雲貢氏を総括の副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づきます議会のご同意をお願いしたいものであります。

南雲さんの経歴につきましては資料のとおりでありますけれども、各位ご承知のとおり豊かな行政経験とともに、その行政運営についての見識は誠に高く、副市長として最良の方であると考えております。

なお、任期につきましては、同法第163条の規定により、令和7年4月1日から4年間としたいものであります。よろしくご審議いただきまして、ご同意を何とぞ賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。

第 38 号議案 南魚沼市副市長の選任について、南雲貢氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 38 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 29、第 39 号議案 南魚沼市副市長の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 39 号議案 南魚沼市副市長の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび、交通政策及びそれと連携する観光や地域づくりの政策を強力に進める推進役として、議案にありますように令和 5 年度から当市の特別顧問として政策アドバイスをいただけてきました、小高直弘氏を特命の副市長として選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づきます議会のご同意をお願いしたいものであります。

小高さんの経歴につきましては資料のとおりであります。三重交通グループ、WILLER グループ、九州産交グループ、名古屋鉄道グループで、京都丹後鉄道、阿蘇くまもと空港や阿蘇ロープウェイといったバスや鉄道などの運営に代表取締役社長として携わるなど豊富な経験をお持ちの方であります。また、NHK のスペシャルドラマ「坂の上の雲」や大河ドラマ「江／姫たちの戦国」と連動させた観光地づくりをはじめ、複数の自治体の観光アドバイザー、プロデューサーなどをお引き受けになるなど、観光誘客にも精通された方であり、交通や観光分野の第一人者ともいえる方だと思っております。

このように、高度で専門的な知識や経験、そして優れた識見をお持ちであり、当市の交通政策をはじめとした様々な課題を前に進めるため、特命の副市長として最良の方であると考えているところであります。

なお、任期につきましては、同法第 163 条の規定によりまして、令和 7 年 4 月 1 日から 4 年間としたいものであります。よろしくご審議をいただきまして、何とぞご同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと

と思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 39 号議案 南魚沼市副市長の選任について小高直弘氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 39 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 30、第 40 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 40 号議案につきましてご説明申し上げます。本議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により定めた総合整備計画書を変更するに当たり、同法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

今回の計画の変更は、辻又地域の市民の交流場所として利用され、市民病院による僻地診療の重要な拠点でもある辻又地域多目的センターについて、現在の建物が旧校舎を利用した未耐震の建物で老朽化も著しいことから、施設整備を実施するために行うものでございます。なお、計画に基づく施設整備の事業費については、財政上有利な辺地対策事業債をもってその財源とすることができるものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。現在の計画書は、令和 6 年 3 月定例会において議決をいただいたもので、1 辺地の概況は、時点修正を加え直近の内容に改めるものでございます。

2 公共的施設の整備を必要とする事情では、(1) の中段に(集会施設について)と見出しをつけ、交流拠点として重要な施設である辻又地域多目的センターの老朽化が進み、安全に利用するためには施設整備が急務となっている現状を記載するものです。

4 ページをお願いいたします。(2) の公共的施設の整備についての基本方針に、①として集会施設の整備により交流拠点としての機能と防災機能の充実を図る旨の記載を加え、現行の計画にある合併処理浄化槽の整備の記載を②とするものです。(3) の各区分の施設整備についての方針では、①と②に項目を分け、①を教育文化施設の整備として集会施設の整備について記載し、②の項目に合併処理浄化槽についての記載を整理するものでございます。

5 ページをお願いします。3 公共的施設の整備計画では、計画年度を令和 6 年度から令和 10 年度の 5 か年に改め、表中に番号 1 施設名を辻又地域集会施設として事業費 1 億円を計上し、一般財源 1 億円の全てを辺地対策事業債で充当する起債を加えるものです。なお、辺地計画の変更にあたり、法律の定めによりあらかじめ新潟県との協議が必要とされておりますが、既に協議は終了しており、7 ページ、8 ページの変更計画書について、異議がない旨の回答をいただいております。

説明は、以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 辻又地区におきましては、普通の多目的センターや集落センターと違うという意味はよく分かっていますし、また、冬の難儀をしている地域だというふうに思っています。このたび、こういうふうな改修を行うわけですけれども、多分、地域の運動会とかに都会の大学から二、三校ぐらい来ていると思いますし、地域おこし協力隊も辻又地区や後山地区によく入っていると思います。そういった経緯で、このたび整備をするのであれば、水回りをよくしたりちょっとした宿泊ができるよう二度手間にならないような形で、一緒に踏まえたほうがいいのではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議 長 総務部長。

○総務部長 辻又地域のこのセンターの利用方法でございますけれども、今おっしゃっていただいたようにしばしば外部の方からの交流がございます。そんな中で、宿泊もあってそこで地区民との交流が行われているという施設でございますので、それを大事にしていきたいという地域の方々の声が非常に多くあって、これまでの市政懇談会などでも市長のところにその声が届けられているところです。そういった声をお聞きしながら、より良い施設にしたいと考えております。(何事か叫ぶ者あり)おっしゃっていただいた水回り、あるいは宿泊そういったものについて、地域の意向に沿いながら充実させていきたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 40 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 40 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 31、第 41 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 41 号議案についてご説明申し上げます。本議案は、湯沢町が南魚沼市に委託する事務について、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づいて締結した事務委託に関する

規約を変更するに当たり、同条第3項で準用する第252条の2の2第3項の規定に基づき、湯沢町と南魚沼市のそれぞれの議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容は、第1条では新ごみ処理施設の建設に向けた委託事務を追加し、負担割合を定めるものです。

第2条では、令和6年度をもって家畜指導診療所を閉所し、令和7年度から新潟県農業共済組合による診療体制に移行することから、項目を削除するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第1条関係においては、委託の範囲を規定した第2条に第6号として、新ごみ処理施設の設置に関する事務を加えるものです。また、経費の負担を定めた別表について、表中の委託事務に6として新ごみ処理施設の設置に関する事務を加え、負担割合に建設費として平均割、人口割、計画処理人口割のそれぞれの割合を加えるものです。

第2条関係は4ページをお願いいたします。委託事務の範囲を規定した第2条から第7号の家畜指導診療所に関する事務を削り、経費の負担を定めた別表からも削るものです。

1ページをお願いいたします。附則でございしますが、この規約の施行は告示の日からとしたいものです。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日からとしたいものです。

また、2ページで第1条の規定の適用は令和6年4月1日からとしたいものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、割合が出てきたのですけれども、湯沢は人口が微妙なり伸びているところと、南魚沼市は減っているわけです。人口割、平均割、計画処理人口割とか出ていますけれども、その辺の同意というか合意したというか、どの辺での妥協点だったのかということの話合いがどうなったのかを少しお聞かせいただければというふうな思いがあります。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 こちらの事務を担当しておりますので、若干お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、結果といたしましてどのぐらいの負担率になるかというところを先に申し上げます。これによりまして、南魚沼市の負担が72.47%、湯沢町の負担が27.53%と計算後の結果はこうなります。参考にしたものといたしましては、まず何よりも現施設の負担割がどうだったかというところにあります。その現施設につきましても、当時の——当時といいますのは平成7年の国税調査人口割ですとか、あとは現施設が建つときの計画処理人口割、こういったもので計算をしまして、そのとき決まった湯沢町の負担が27.35%ということで、ほぼ同じぐらいの負担割になっております。

こちらのほうの当時はそのときの、また計画処理人口とは何かという計画の中での考え方がそのときはあったのですけれども、今、では新しい施設を造るに当たってどのように計画するかというところについては、まずは南魚沼市と湯沢町とそれぞれの市町が共同で事務を

行うのであるから、平等割というもので一定割が必要であろう。次に、まず定住している人口の割合が必要であろう。そのほかに、こちらのほうでは事業関係のごみも出ますし、湯沢町でも観光を中心として事業関係のごみが出ます。そうしたところから、観光人口というものを計画の中で取りまして、そちらのほうの割合も含めたほうがよかろうというところの提案をしております。

それらを例えば観光人口で換算しますと、観光人口だけ見れば53%が湯沢町の人口であって、46%が南魚沼市というような形で、向こうが多いような形になっております。逆に定住の人口は、向こうは13%程度というような形で、そういうところで高低があったりするところがあります。

そして出てくるごみの量がどうかというところもまた一つ参考になります。現在、毎年、運営費の負担をしておりますごみの量につきましては、観光ごみですとか事業ごみ、いろいろなものが含まれた上での最終的な数字として、湯沢町が22.44%、これが直近の数字であります。そうしたところなどを参考にしながら、前回の施設の負担割なども参考にしながら、今の割合でまた決に至ったという経緯でございます。

以上です。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今、市民生活部長からの説明をいただきまして、妥当という形で出てきているのでしょうかけれども、その話合いに至って、もっとうちと落ちてしどころがここで、うちとしてもいいということでの数字だったのか、もうちょっと負担を多くしてくれということだったのか、その辺はここで出てきているのですけれども、どういう形でそこが合意に至ったかということだけ、教えていただければと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイクを通してなかなか言いづらいところがありますけれども、例えば先ほど最後のほうで申し上げました、やはりごみ量で見ると、出てくるごみ量が中心になるべきだろうということで、それだと湯沢町が二十二、三%ということで、私どもが今回妥結した数字よりも若干出てくるごみのほうが低いので、言ってみれば建設の割合が少し、今度高いほうの率でいただけるということになっております。

ただ、もちろんそこら辺のことにつきましては、毎日の処理について、確かなごみの量で割るとするのは、また正しいやり方だと思いますが、今回、まず一つは、当市にその施設を立地させていただくということ。それとそれに関連して様々、私どもの事務の1つをとってもそうですが、そうした事務的な——今うちの市の職員だけでやっておりますし、そういったことの負担も含めると、やはり我々としては平等割といいますか、それぞれの一定割のものがそこはなかなか譲れないというところで、その辺が押しだったということもありまして、結果的に前回と似たような率にはなりましたが、そういう結論でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 41 号議案 湯沢町が南魚沼市に委託する事務の変更に
ついては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 41 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたしま
す。

○議 長 次の本会議は、3月10日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。
大変ご苦労さまでした。

〔午後3時17分〕